

養育単位の小規模化を 一層すすめるために

～養育単位の小規模化プロジェクト・提言～

2010（平成22）年10月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国児童養護施設協議会
（制度政策部・養育単位の小規模化プロジェクト）

目 次

はじめに	1
1. 社会的養護の現状と児童養護施設の課題	3
(1) 社会的養護の現状	3
(2) わが国の社会的養護の変容と、養育単位の小規模化	4
(3) 「公的養育システム」への転換と「養育単位の小規模化」	5
(4) 養育単位の小規模化とリンクし、里親支援の拠点としての機能強化を	5
2. 養育単位の小規模化の現状、養育単位の小規模化とは ～養育単位の小規模化に関する状況調査から～	7
(1) 調査の概要	7
(2) 調査結果について（全体総括）	8
(3) 調査結果（数値集計概要）	12
3. 養育単位の小規模化はなぜ進まないのか	26
(1) 現行の児童福祉施設最低基準の課題	26
(2) 「地域小規模児童養護施設」「小規模グループケア」の課題	26
(3) 養育単位の小規模化は、入所する全児童に必要	26
4. どうすれば、養育単位の小規模化が進むのか	28
(1) 職員配置の課題	28
(2) 施設整備の財源的課題	28
(3) 理念・制度の課題	28
(4) 施設の課題	29
5. 養育単位の小規模化の実践報告	31
(1) 事例	31
(2) 児童養護施設を小規模化する上での、設備面からの課題について	38
(3) 小規模化を行なった施設における、子どもの変化と養育について	40
(4) 小規模化を進めるための財政・費用について	43
6. 小規模化に向けての政策提言	44
(1) 養育単位の小規模化が進まない理由、その打開策	44
(2) 「養育単位の小規模化移行推進事業」の提案	46
おわりに	48
参考資料(調査票等)	49
プロジェクトメンバー名簿	60

はじめに

- 日本における児童養護施設は、慈善事業の時代から、1947（昭和22）年の児童福祉法制定を経て、第二次世界大戦後の「戦災孤児」から、ベビーブーム時の「乳幼児」、非行ピーク時の「非行少年」、「不登校児」、「被虐待児童」、「DV被害者の子ども」、「発達障害児」など、各時代における児童問題に対応してきた。
- 今、家族の関係性の問題は一層深刻な状況である。社会的養護措置児童の60%を占める児童養護施設入所児童の62%が被虐待児であり、20%が発達障害児であるという状況のなかで、児童養護施設は、さまざまな困難と課題のある子どもが入所し、職員は24時間365日、養育のいとなみを続けている。
- このようななか、子どもとの個別的なかわりのなかで養育を進める、養育単位の小規模化が求められている。国も2007（平成19）年12月、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」で、施設におけるケア（養育）単位の小規模化等家庭的養護の推進をはかることとして、今後必要なケアモデルや方法論について検討を進めることとした。

しかし現状は、児童養護施設の70%以上の施設が大舎制施設である。また小舎制施設においても、建物や職員配置の制約から一つの生活単位に10～12名の子どもが生活する施設が多い。
- この理由として、児童養護施設は、1976（昭和51）年以来変わっていない職員配置基準にみられる、いわば第二次世界大戦後から続く児童養護施設の「保護収容システム」が続いていることがあげられる。また、各児童養護施設の設立・運営にかかわる経緯から、現在でも各児童養護施設におけるさまざまな養育方針により、養育単位の小規模化にいたらない施設もある。
- 養育単位の小規模化を一層進めるためには、職員配置基準の充実や施設整備費の一層の整備など、子どもの権利擁護を第一とした「公的養育システム」への転換が必要である。あわせて児童養護施設の側も、養育単位の小規模化の実践例を参考に、より積極的な実践展開が求められる。
- 2007（平成19）年の全国児童養護施設長研究協議会（第61回北海道大会）、翌年の第62回高知大会の各大会宣言では、今後の全養協の取り組み方針として、児童養護施設の養育単位の小規模化、および施設最低基準の抜本的改善をはかることを確認してきた。

- また2009(平成21)年4月、社会的養護改革の第一弾として、里親、自立援助ホームの充実強化と、被措置児童等虐待防止を内容とする改正児童福祉法が施行され、社会的養護の充実と、児童養護施設における子どもの権利擁護が法的にはかれることとなった。
- これらの状況をふまえ、全養協・制度政策部会では、「養育単位の小規模化プロジェクト」「児童養護施設のあり方検討プロジェクト」の二つのプロジェクトを設け、児童養護施設において養育単位の進めるための条件整備のあり方、取り組みの視点について検討してきた。
- 私たちは、養育単位の小規模化を推進するための具体的な解決策を提言するため、本報告書を提起することとしたい。

1. 社会的養護の現状と児童養護施設の課題

(1) 社会的養護の現状

2008(平成20)年度統計(入所児童数47,332人)

	児童養護施設	乳児院	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	自立援助ホーム	母子生活支援施設	里親
施設数(公・私)	569 49・520	121 14・107	32 12・20	58 56・2	54 0・54	270 155・115	登録親 7,808
児童定員	33,994	3,710	1,541	4,005	367	5,391世帯	
児童現員	30,695	3,124	1,180	1,808	230	3,942世帯 6,425人	委託児 3,870
職員総数	14,892	3,861	831	1,825	191	1,995	委託親 2,727
充足率	90.30%	84.20%	76.57%	45.14%	62.67%	73.58%	34.93%
平均在所年	4年 9か月	1年 2か月	1年 11か月	1年 1か月	10.7か月	2年 8か月	委託率 5.76%
被虐待児	59.2%	34.6%	77.7%	63.5%	58%	43.7%	31.5%
発達障害等	20.0%	13.3%	69.3%	39.6%		DV48.3%	
身体疾患等	22.2%	28.7%	29.8%	16.1%			
大舎制 中舎制 小舎制	70.6% 16.9% 21.5%	—	87.1% 0% 12.9%	6.9% 29.3% 82.8%	児童養護施設:平成17年度調査 大舎:20人以上、中舎:13~19人、 小舎:12人以下。 児童自立支援施設:平成18年度調査 大舎:26人以上、中舎:16~25人、 小舎:15人以下 情緒障害児短期治療施設:平成18年度調査。		
小規模グループケア	399か所	39か所	6か所	2か所			
地域小規模児童養護施設	171か所						

※ 社会的養護措置児童の64.85%を占める児童養護施設入所児童の59.2%が被虐待児、20%が発達障害等児であるという状況からしても、また、児童養護施設の70%以上が大舎制施設であり、児童養護施設の90%以上の子どもたちが大舎で生活している実情からして、養育単位の小規模化は焦眉の課題である。

(2) わが国の社会的養護の変容と、養育単位の小規模化

- 厚生省（当時）児童局 企画課調べ「全国孤児一斉調査結果」によれば、1948（昭和23）年2月1日現在、孤児の総数は123,511人（沖縄県の戦争孤児推計1,000人は除外）、そのうち戦災孤児は28,248人、植民地・占領地引揚孤児は11,351人、「保護者なくして独立して生活を営むもの」は4,201人といわれる状況のなかで、戦後日本の社会的養護は、戦災孤児の「保護収容」（「狩り込み」「浮浪児狩」と言われる強制保護も行われた）、飢えと寒さから子どもたちを守ることからはじまった。
- 1947（昭和22）年の児童福祉法制定以降、保護が必要な子どもの施策は進み、要保護児童の分類収容保護、児童相談所整備と対象児童や社会のニーズに対応した各種の施設が整備された。1948（昭和23）年に施設最低基準が制定され、わが国にも里親制度が取り入れられた。食糧難という状況のもと施設は不足し、次々に児童養護施設が創設された。
- 当時の子どもたちは、戦争で親を失った子どもたちであり、児童養護施設に家庭代替機能が求められたことから、1955（昭和30）年代にホスピタリズム論争が展開された。一部の施設は「家庭的養護論」にもとづき、小舎制への移行を開始したり、家庭養護促進協会に見られる里親への移行や「脱施設化」が主張されたりした。また一方で「集団養護」論も登場した。

現在、社会的養護における施設形態をめぐる議論は、この延長線上にある。
- 施設形態とともに、職員の勤務形態をめぐる議論は、住み込み断続勤務から通勤制への移行と、9時間労働廃止から週休2日制導入にいたる労働基準法改正にともなう動きがあった。また夫婦住込み制、男女ペアやフレックスタイム導入などの動きがある。

学童6：1を基本として3歳未満児2：1、年少児4：1の職員配置基準が、1976（昭和51）から30年間変わらないなか、施設全体を小舎制として養育単位の小規模化に取り組んできた施設は、ともすれば労働基準法を無視した職員のボランティアに頼ってしか成り立たない状況が生まれ、住み込み職員の確保難や、宿直手当などの人件費不足により、小舎制施設の経営難が表面化している。
- さらに、入所児童のニーズをめぐって、「戦災孤児」、ベビーブーム時の乳幼児、不登校等の情緒障害児、「非行」児から最近是被虐待児、発達障害児などへの対応が迫られることとなり、職員の専門性、施設の治療的機能の強化や要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」）への対応等、児童養護施設に地域子育て支援センター的役割を求められることとなった。

表①にあるように、児童養護施設入所児童の59.2％が被虐待児、20％が発達障害児であるという状況から、子どもの個別的、治療的養育支援が必要

であり、保護者支援も含めた積極的な養育、治療的養育、地域・家庭支援が求められる。

(3)「公的養育システム」への転換と「養育単位の小規模化」

- 現在の社会的養護の対象児童の多くは、(2)で述べたとおり、被虐待児や発達障害児、行動・身体障害がある。また、戦後の親のない子どもたちではなく、親のいる子どもたちであり、社会的養護の施設養育は、親も子どもも両方にかかわり、親子再統合も含めた支援が求められることとなる。家庭代替機能だけではなく、家族療法や家庭再建のための調整、専門的ソーシャルワーク機能が求められる。
- 近年、加算措置により児童養護施設や乳児院に心理療法担当職員や家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置されたとはいえ、職員配置基準をはじめとする施設最低基準は、戦後の「保護収容システム」そのものの体制である。DVや虐待によるトラウマや、さまざまな情緒的障害を抱えた子どもたちを養育する施設は、戦後の大舎制施設からもっと個別に、ていねいに養育する「公的養育システム」に転換されねばならない。より専門的な治療的養育や育て直しが求められるからである。
- イギリス、オーストラリア、欧米諸国のノーマライゼーション・脱施設化の動きは、早くから施設養育ではなく、里親養育や養子縁組への転換を進めてきた。しかし近年、児童虐待の増加などによって、治療的機能を持った施設養育の役割が見直されている側面も生じている。
- 日本の社会的養護の現段階は、3ページの表(社会的養護の現状)のとおり、里親委託児童は社会的養護措置児童の7.66%に過ぎず、里親委託は進んでいない。

日本の文化的な背景もさることながら、里親が子どもの親の支援を行うための知識や技術を学ぶ機会が少ないこと、また、実親が施設入所には同意しても、里親委託に同意しないことも多い。あわせて、DVや虐待の被害者、発達・行動障害などを抱えた養育困難な児童に対応できる専門性を備えた里親が育っていないなどの理由から、日本における里親制度は大きく立ち遅れており、施設養育が中心となっている。

(4) 養育単位の小規模化とリンクし、里親支援の拠点としての機能設強化を

- ホスピタリズム論争において、児童神経精神科医のロレッタ・ベンダーが、「最悪の家庭といえども、最良の施設に優る」という言葉を残したその「家庭」

は、現在、貧困格差やDV、児童虐待にみられるごとく、その安定した基盤を失い、家庭養育機能の低下と負の世代間連鎖の反復をもたらしている。

社会的養護措置児童は、家庭養育機能不全の被害者代表のような、最も虐げられた子どもたちであり、少なくとも三世代くらい遡っての負の世代間連鎖の末に施設養育にたどりついた子どもたちである。この子どもたちを健全な社会人として社会に向けて送り出すのか、不十分な養育によって問題をかかえたままに放り出すのかは、日本の未来を大きく左右するものである。社会的養護の使命は、この負の世代間連鎖を断ち切ることにある。

- 2009(平成21)年4月の児童福祉法改正により、社会的養護改革の第一歩として、里親制度や自立援助ホームの強化、被措置児童等虐待防止の法制化がはかられた。

社会的養護本体とでもいうべき、児童養護施設や乳児院等の施設の小規模化、そのための人的、物的施策はまだ不十分であり、その抜本的改革なくして日本における社会的養護改革は進まない。また、里親制度の充実も、児童養護施設などとの連携強化がなければ進まない。

- 2000(平成12)年の児童虐待防止法制定以降、児童相談所及び児童養護施設などの施設は、多くの地域で定員いっぱいの入所児童をかかえることになった。子どものかかえる課題に、施設の養育内容が追いつかず、戦後の「保護収容システム」の限界があらわれた。

社会的養護における養育単位の小規模化推進と、施設養育とリンクした里親支援及び地域子育て支援、地域・家庭支援の強化が焦眉の課題として求められている。そのためにも職員配置・施設整備基準の抜本的改正が必要である。

2. 小規模化の現状、小規模化とは ～養育単位の小規模化に関する状況調査結果から～

(1) 調査の概要

① 養育単位の小規模化への関心の高さをうかがわせた調査結果

本調査は、児童養護施設における「養育単位の小規模化」を進めるために、現在の児童養護施設における養育単位の小規模化の現状と各施設の方針を把握し、課題整理を行うことを目的として実施した。

調査は、2010（平成22）2月時点で、調査対象の575施設のうち405施設から回答を得た。12月末から1月末の1か月間にかかわらず、70%の回収率を得たことから、各施設の養育単位の小規模化への関心の高さをうかがうことができた。

本調査は、調査票①～③と別紙1～4の構成になっている。

- 調査票①は、数値データが中心の調査で、すべての児童養護施設を対象とし、「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア」「分園型自活訓練事業」その他の「生活単位の小規模化」の取り組みの有無を問う内容である。
- 調査票②では、その取り組みを実施している施設長に、小規模化への移行した際の課題、その対応や解決策について記述式で記入していただいた。
- 調査票②の別紙1～4には、「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア」「分園型自活訓練事業」その他の小規模化を実施している施設に、その具体的な中身について主に数値データを書き込んでいただいた。
- 調査票③には、小規模化を特に実施していない施設の施設長に、その理由を尋ね、意見・提言を記述していただいた。

② 記述式回答にも、各施設の具体的な考え方が示される

本プロジェクトでは、児童養護施設が養育単位の小規模化を実施するための課題を明らかにし、課題解決方策を提言することである。しかし記述回答部分は、各施設長がていねいに答えられ、多大な量になったため、この報告書では各記述回答内容を参考にしつつ、主に数値部分の集計結果の分析をまとめて報告し、児童養護施設における養育単位小規模化実施の方向性を考察した。

しかし、調査集計された記述部分は、各施設の施設長が記入した、いわばその施設の具体的な運営方針とその実態・課題が直接記された貴重な声であり、これはあらためてまとめ、分析し、各施設に報告する予定である。

(2) 調査結果について（全体総括）

① 小規模化に歩みだした施設の課題が明らかに

- 調査とは、調査実施の前段階において、ある程度の結果予測がたてられ、その仮説が調査の集計分析によって実証され、一つの提言が多く現場の声として力を持つものとなる。その点では、今回の調査は予想に違わぬ結果であった。しかしそれ以上に、現在の児童養護施設運営の実態を明らかにし、新しい気づきと発見を与えられるものであった。
- 調査に回答した402施設のうち、282施設（70％）の施設は、何らかの方法で養育単位の小規模化を実施している。しかし、120施設（30％）は行っていない。
- 養育単位の小規模化の方法は、国の制度としての「小規模グループケア事業」「地域小規模児童養護施設事業」「分園型自活訓練事業」の3事業があり、また、それ以外に、各都道府県や地域における事業の利用や自己努力による実施方法がある。
- これらのうち、いずれかの方法で養育単位の小規模化を実施した施設は、それぞれに課題を乗り越えてきたであろうし、あるいは現在もなお、その課題に取り組んでいる。
一方、養育単位の小規模化を行っていない全体の3割の施設は、養育単位の小規模化に取り組まない、あるいは取り組めない理由があり、課題をかかえている。
今後、養育単位の小規模化に取り組んでいる施設の実態を明らかにしていくことによって、いまだ養育単位の小規模化に取り組めない施設に、取り組みの方向性を示していきたい。
- 国の制度以外で、養育単位の小規模化への取り組みを問うた設問に、「実施していない」と回答した施設でも、「現在は企画・準備段階」とあるという施設と、「大舎制から中舎制に移行してきた」という養育単位の小規模化に前向きな施設が合わせて30％ある。これらの施設に、さらにもう一歩ふみ出す具体的な提案が必要である。

② 「何らかの小規模化をはかりたい」という施設の思いを、制度が後押し

- 養育単位の小規模化を進めている施設に、その動機を聞くと、全体的には、「国の要綱による小規模グループケアの制度化から」がもっとも多く、「法人理事長や理事会、施設長の養育の方針・考え方から」が次に続く。

ただし、小舎制施設は、「もともと施設設立（設置）当時から行われていた」も多いが、中舎制施設の場合は、養育単位の小規模化を実施する動機は、もともと法人や施設長の運営方針、あるいは職員間の養育方針に、何とか養育単位の小規模化をはかりたいという思いがあり、それを国の制度が後押しした形が多いのではないかと推測される。

- 大舎制の場合の多くの施設は、「小規模グループケア」の制度化をきっかけにした小規模化実施が調査結果からうかがえる。いずれにしても「小規模グループケア」の制度化は、養育単位の小規模化を進める大きなきっかけとなっている。

- 養育単位の小規模化が、どのような変化をもたらしたかでは、大舎制、中舎制と小舎制との違いが出ている。

大舎制、中舎制では、養育単位の小規模化にふみ出したことによって「職員による子どもへの個別的なかわりが増えた」との回答が多く、今までの生活環境との違いを実感していることがうかがえる。

小舎制の施設では「家庭的な環境に近いなかで子どもを養育できるようになった」という回答がもっとも多く、養育単位の小規模化をきっかけに、さらに家庭的な環境を整える努力が進められていることが感じられる。

③ 養育単位の小規模化で、子どもの表出課題を受けとめる職員の資質向上が急務

- 養育単位の小規模化が、子どもにどのような変化を生じさせるのかについては、養育単位の小規模化を推進する上でもっともたいせつな設問である。養育単位の小規模化によって、被虐待児童が、自分のかかえてきた課題を表出すること、また、子ども間どうしの関係が変化することは、ある程度予想できた。しかし、調査の集計で出た結果は、施設形態によって違いがでている。

- 大舎制施設では、課題を「表出しなくなった」子どもが多く、中舎制施設では、「ほとんど変化がない」が多く、小舎制施設では、「表出することが増えた」が多い。この傾向は「子ども間どうしの関係について」も同様にみられる。

このことは、子どもの変化は、単に養育単位の小規模化を行うことだけで生じるものではなく、養育単位の小規模化についての取り組みの経験年数が長い施設ほど、その施設の養育観や職員と子どもとの関係性が深まり、子どもの課題表出の割合が多くなることがうかがえる。また、子ども間どうしの関係についても同様である。

- 職員と子どもとのかわりが個別的になり、安心・安全な環境であることを実感すると、今まで虐待を受けてきた子どもが、そのこらえていた感情を表出しはじめる。また、特定の大人との個別的な信頼関係を築こうとすると、被

虐待児童の多くは、さまざまな形で「試し行動」「確認行動」を行い、自分のなかの課題を表出する。その行動を受けとめてもらってはじめて、子どもは自分のおかれた環境や人間関係に適応しはじめる。

その子どもの変化と成長を期待するための養育単位の小規模化であるならば、子どもたちの表出する課題を適切に受けとめ、対応できる職員が必要であり、そのための職員養成が課題となる。

④ 養育単位の小規模化の進捗状況にあわせた、本体施設の職員配置充実が必要

- 養育単位の小規模化によってあらわれた、職員にかかわる課題をみてみたい。全体の回答では、「職員の資質・経験の違いによる養育の差が生じやすくなった」がもっとも多く、「職員の勤務体制、ローテーションを組むのが難しくなった」「労働基準法を超える勤務が発生した」と続く。この集計結果はほぼ予想通りであったが、とくに大舎制施設は、職員の勤務体制を組むのに苦労するようになったことがうかがえた。

- 養育単位の小規模化を行う上で、多くの施設が「通勤」「住み込み」「断続勤務」「交替制勤務」を組み合わせて行っている。

養育単位の小規模化は、限られた人件費、職員数からどうしても「住み込み」「断続勤務」を取り入れることになる。このことは、児童養護施設の労働条件を改善する方向とは逆行することであり、そのことが人材確保の困難を招き、職員の資質向上をも困難にしている。

- 全体的にも、施設の形態別を見ても、「小規模グループケア事業」を活用している施設がもっとも多い。その実施形態として、「本体施設の中にユニットとして導入」「本体施設の敷地内で小舎制として運営」、つまり、本体施設との連携がはかりやすいからである。職員の「兼務」、本体施設からの「応援」ができるからである。

- しかし、逆にいえば「兼務」「応援」がなければ、養育単位を小規模化したユニットや小舎制はやっていけない。このままでは、それ以上の養育単位の小規模化が望めないということも考えられる。

今後、さらに養育単位の小規模化を推進するためには、施設整備もさることながら、職員の応援態勢の充実もたいせつである。たとえば、生活単位の小規模化の推進状況に応じて、本体施設の職員配置の加算を行うなどの対策も検討すべきであろう。

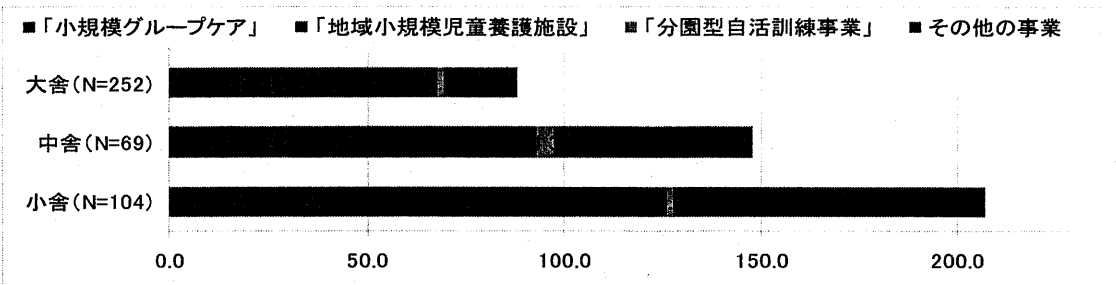
⑤ 本体施設における複数実施拡充、夜間職員加算増拡充は、とくに急務

- 養育単位の小規模化を進めていない施設に対する設問として、養育単位の小規模化が進まない、取り組まないのは、どんな理由か。その回答は、
 - 1. 「施設整備が困難だから」 (62.5%)
 - 2. 「現在の配置基準では、職員が足りないから」 (61.7%)
 - 3. 「職員の労働が過重になる、または労働基準を守れない」 (60.0%)
 - 4. 「財源がないから」 (50.8%) である。
- 養育単位の小規模化を進めている施設に対しての設問として、制度政策面で必要なことはどのようなことか。全体としての回答は、
 - 1. 「配置基準の改善・職員の増員」 (76.2%)
 - 2. 「施設整備費の確保」 (35.1%)
 - 3. 「夜間時間帯における複数職員の配置確保」 (28.7%)
 - 4. 「体系的・継続的な職員研修の実施による職員の資質向上」 (23.0%)である。
- 配置基準の改善は、どの形態の施設でも共通の要望である。その次の要望は、
 - ・大舎制施設は、「施設整備費の確保」
 - ・中舎制施設は、「夜間時間帯における複数職員の配置確保」
 - ・小舎制施設は、「1施設における小規模グループケアの実施箇所数の増」である。
- 調査集計の全体からは、児童養護施設の運営は、社会的養護という公的な使命を受けていながら、あまりにも過酷な労働条件で、いまだに「住み込み」や「断続制勤務」を余儀なくされる仕事であるということである。それをしなければ、国が行おうとしている施設における養育単位の小規模化は実現し得ない配置基準である。まずは、配置基準の抜本的な見直しが大前提である。
- しかし、そうはいいつつ、入所児童は待ってはくれない。配置基準の見直しを強く求めつつ、具体的な養育単位の小規模化の方法を立てていかなければならない。職員の加算は急務であり、本体施設内で応援する職員も含めて、養育単位の小規模担当の職員を加算することが求められる。
- 職員の加算と並んで、重要な提言は職員の資質向上である。労働条件を改善し、長く勤められる勤務体制を確保し、資質を磨くための体系的・継続的な研修の実施が必要である。そして、「夜間時間帯における複数職員の配置確保」「小規模グループケア事業の実施箇所数の増」も、これから養育単位の小規模化を推進していく上で必要な提言として提起したい。

(3) 調査結果（数値集計概要）

＜図表1＞ 「養育単位の小規模化」の実施事業×施設形態別（複数回答）

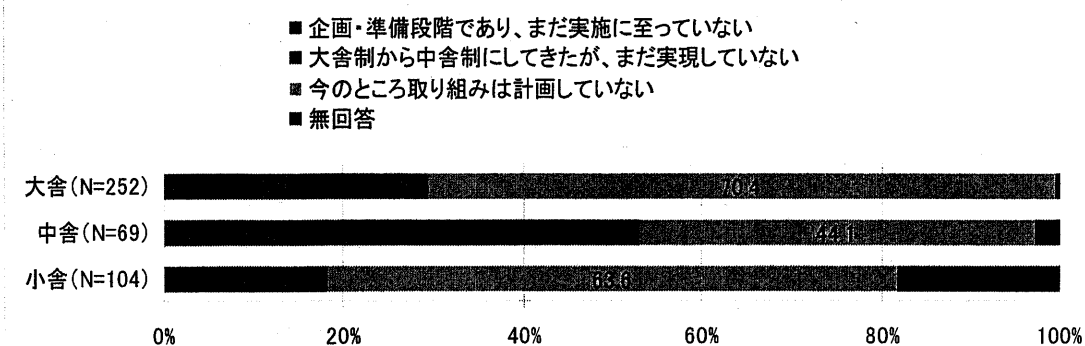
	「小規模グループケア」	「地域小規模児童養護施設」	「分園型自活訓練事業」	その他の事業	行っていない
小舎(N=104)	80.8	45.2	1.9	78.8	3.8
中舎(N=69)	60.9	31.9	4.3	50.7	26.1
大舎(N=252)	44.8	22.6	2.0	18.7	39.3
全体(N=402)	54.7	29.1	2.2	37.3	29.9



- ◆ 大舎制・中舎制施設の場合、養育単位の小規模化の具体的な内容として、「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」に取り組んでいる施設が多い。
- ◆ もともと小舎制施設の場合、制度対象外の取り組みで養育単位の小規模化を進めている割合が高いが、国の実施事業である「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」にも多く取り組んでいる。

＜図表2＞ 「養育単位の小規模化」を実施していない施設の状況×「施設形態別」

	企画・準備段階であり、まだ実施に至っていない	大舎制から中舎制にしてきたが、まだ実現していない	今のところ取り組みは計画していない	無回答
小舎(N=104)	9.1	9.1	63.6	18.2
中舎(N=69)	20.6	32.4	44.1	2.9
大舎(N=252)	26.6	2.5	70.4	0.5
全体(N=402)	24.0	6.1	67.5	2.4

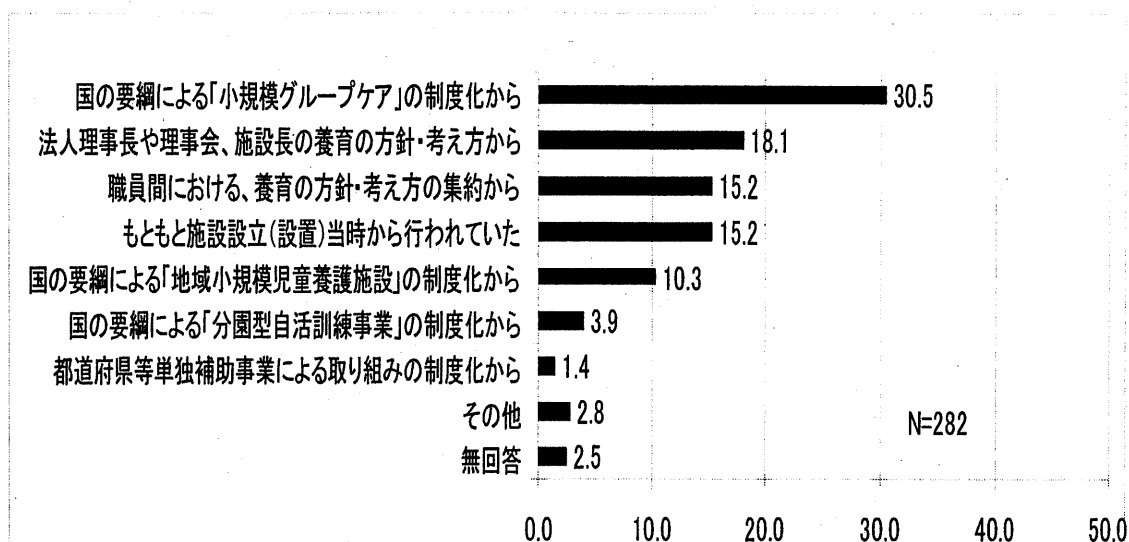


- ◆ 養育単位の小規模化の状況として、「企画・準備段階であり、まだ実施にいたっていない」施設は、大舎制が26.6%、中舎制が20.6%となっている。これらの施設に対して、どのように養育単位の小規模化を具体的に提案し、取り組みを強めていただくかが、今後の鍵になると思われる。
- ◆ 小舎で「今のところ取り組みは計画していない」との回答は、すでに小舎として養育単位の小規模化を実施しているため、新たな事業の導入等を予定していない、と考えられる。

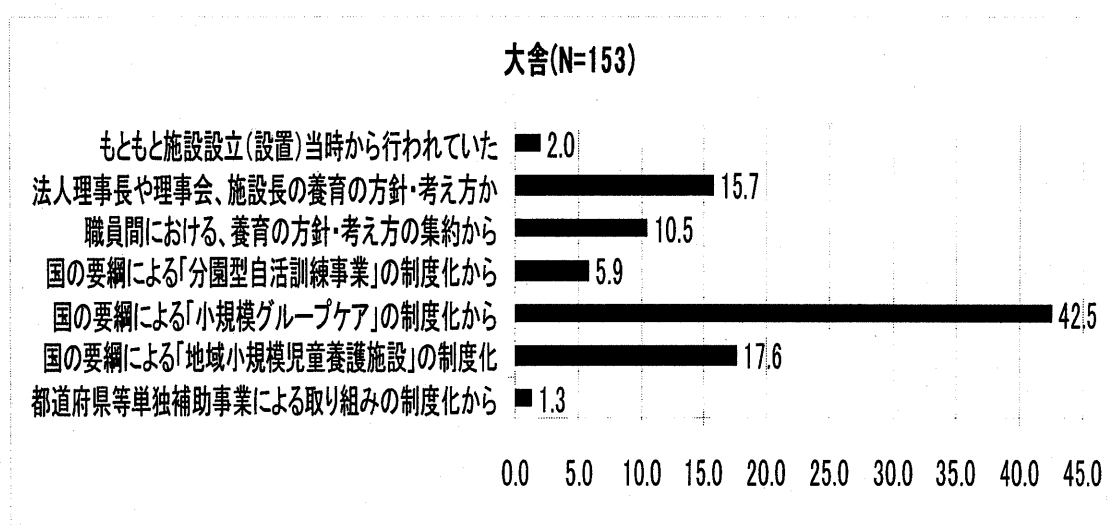
＜図表3＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）
養育単位の小規模化を進めることとなった動機

図表3-1 全体回答(大舎・中舎・小舎含めて)

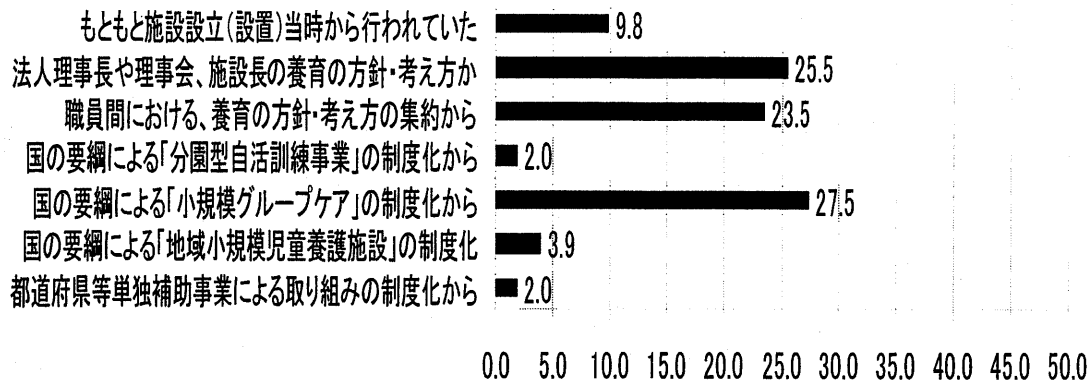
(複数回答)



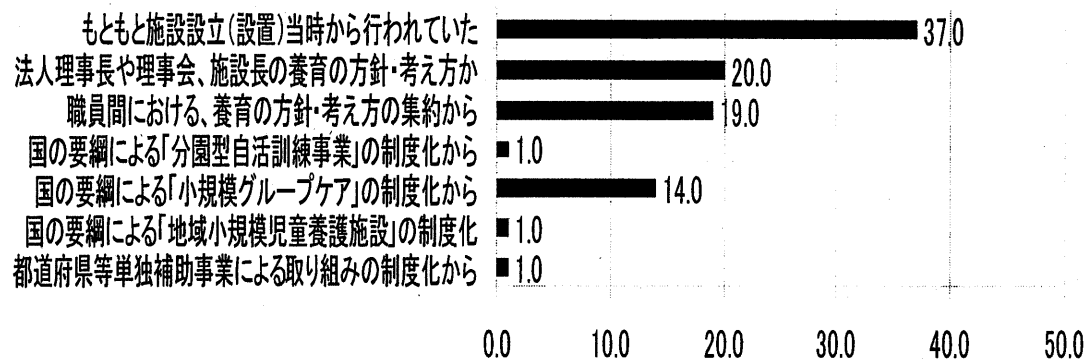
図表3-2、3-3、3-4 施設形態別の回答



中舎(N=51)



小舎(N=100)

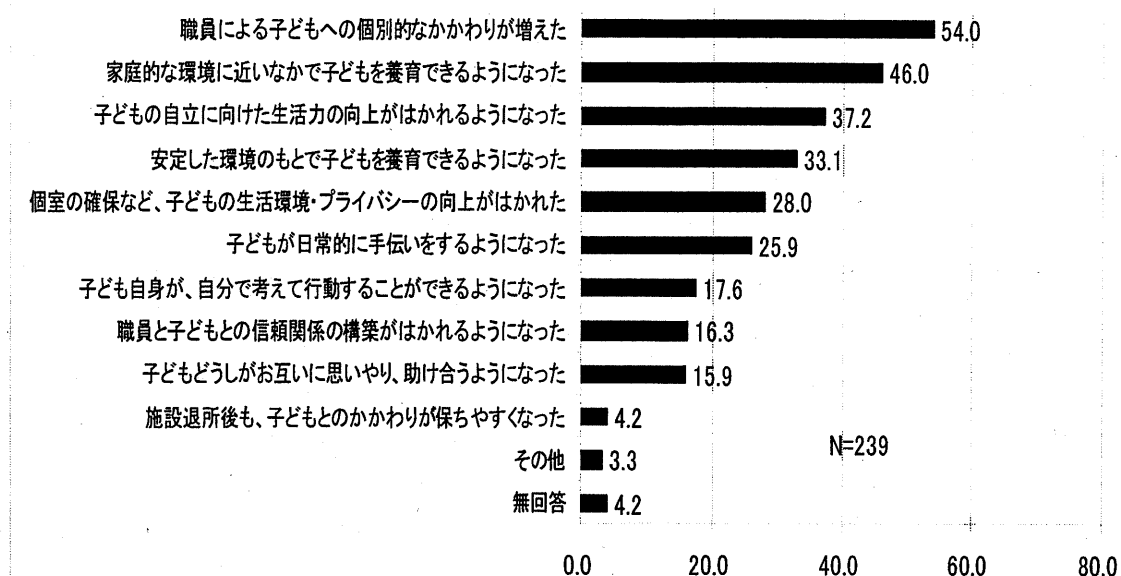


- ◆ 養育単位の小規模化を進めている施設に、進めることになった動機を聞いたところ、施設形態別に大きな差が生じた。大舎制施設は「国の要綱による小規模グループケアの制度化から」が最も多く、小規模グループケアの制度化が大きな影響をもたらしたと考えられる。
- ◆ 中舎制施設は、同様に「小規模グループケアの制度化」とあわせ、その動機として理事長・施設長、また職員間の養育方針や考え方による回答も多くなっている。
- ◆ 小舎制施設は、「もともと施設設立(設置)当時から行われていた」回答が最も多いが、「小規模グループケアの制度化」も多い。
- ◆ これらから、「小規模グループケア」の制度化が、児童養護施設における養育単位の小規模化を推進するための制度的な後押しになったと考えられる。

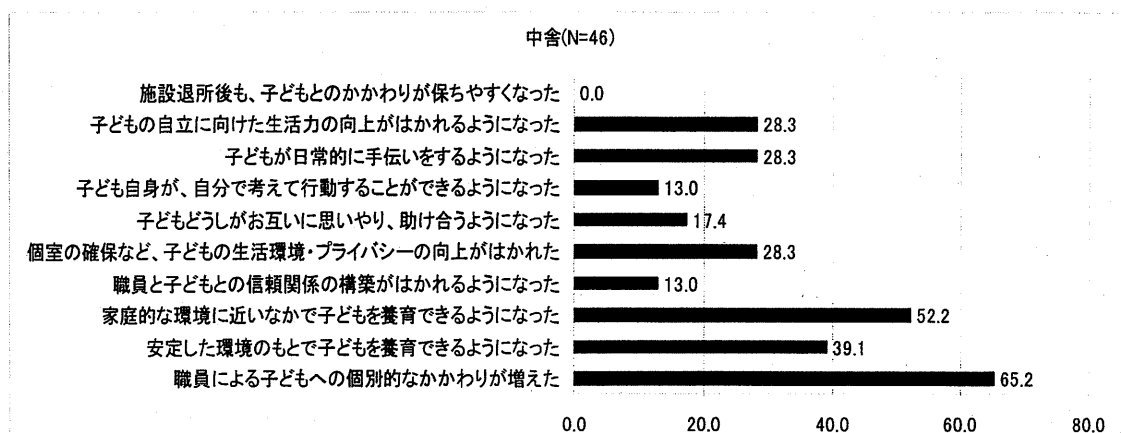
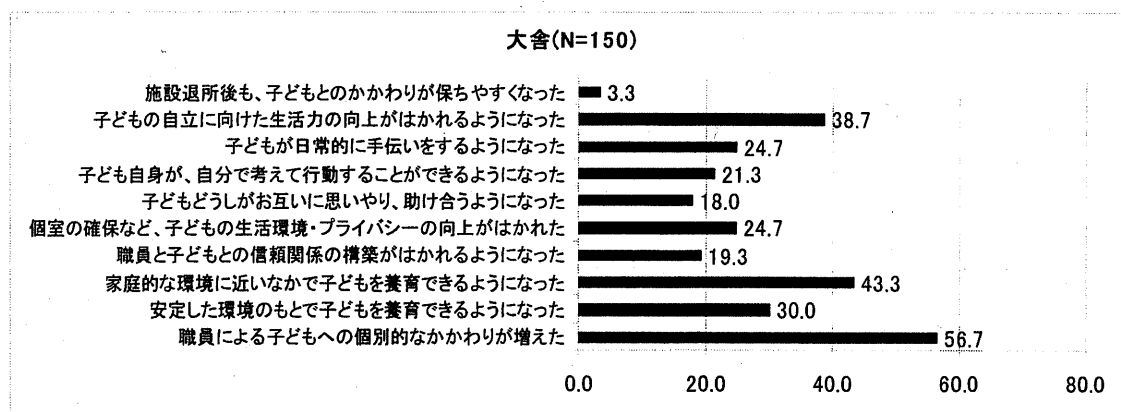
＜図表4＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）
養育単位の小規模化による変化について

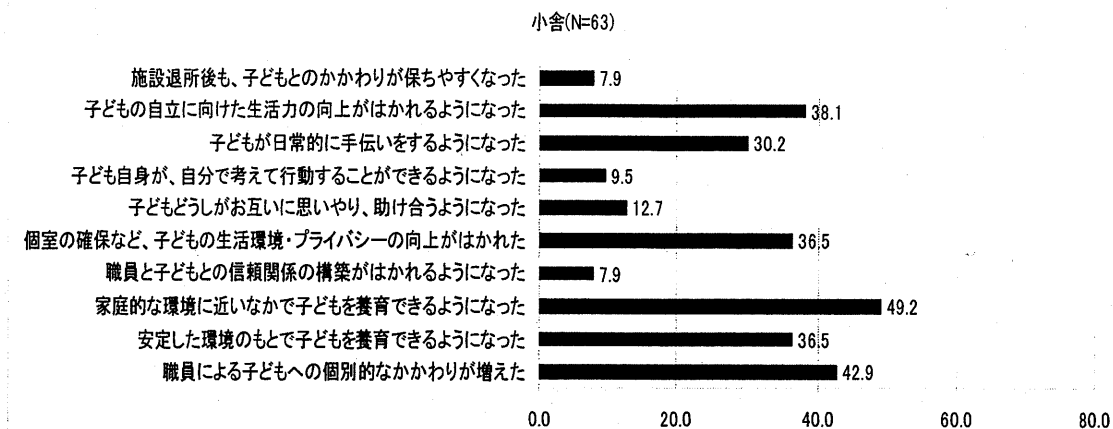
図表4-1 全体回答(大舎・中舎・小舎含めて)

(複数回答)



図表4-2、4-3、4-4 施設形態別の回答





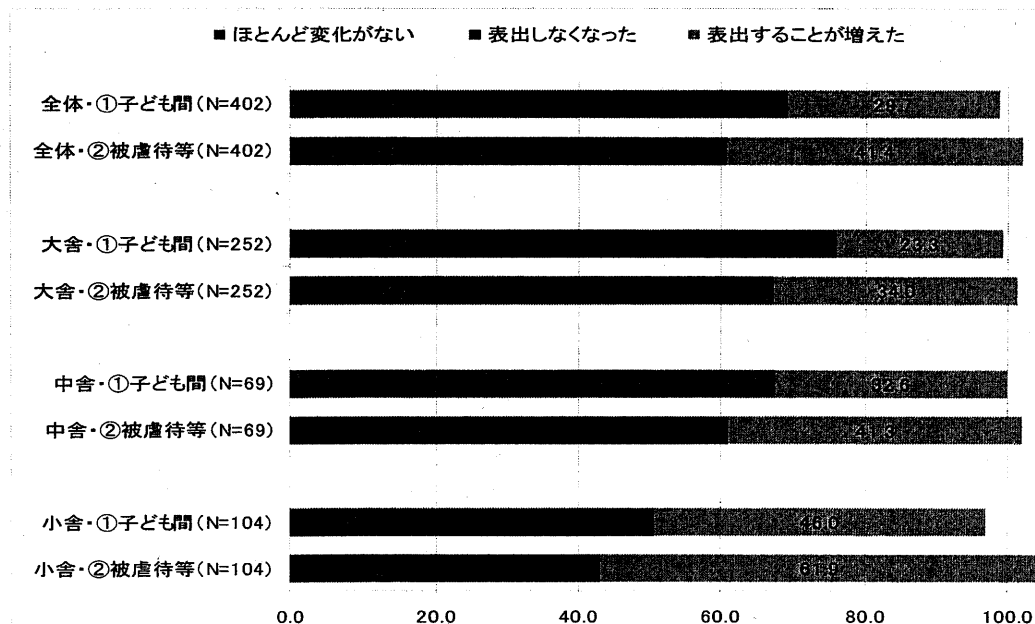
- ◆ 養育単位の小規模化を進めている施設に、その変化を聞いたところ、「職員による子どもへの個別的なかかわりが増えた」が最も多かった。
- ◆ しかし、回答を施設の形態別に見てみると、小舎制からさらに養育単位の小規模化を進めている施設においては、「職員による子どもへの個別的なかかわりが増えた」との回答より、「家庭的な環境に近いなかで子どもを養育できるようになった」との回答が最も多くなっている。
- ◆ 養育の小規模化の内容として、大舎制・中舎制施設からふみだしたところは、「職員による子どもへの個別的なかかわり」を実感し、すでに小舎制として運営している施設がさらに養育単位の小規模化にふみだした際には、一層家庭的な環境を整える努力を進めていることが伺える。

<図表5> (養育単位の小規模化を進めている施設への設問)

図表5-1 養育単位の小規模化による子どもの変化

① 子ども間どうしの関係について

② 被虐待等で子どもが抱えていた課題の表出について



- ◆ 養育単位の小規模化を進めることで、子ども間どうしの関係の変化、子どもが抱えていた課題の表出について聞いたところ、施設形態別に回答が異なる結果が生じた。
- ◆ 大舎制施設から養育単位の小規模化にふみだした場合、それぞれの課題が「表出しなくなった」という回答が最も多かった。しかし、中舎制施設からふみだした場合では「ほとんど変化がない」が最も多く、小舎制施設からさらにふみだした場合では「表出することが増えた」とする回答が最も多い。
- ◆ 養育単位の小規模化に取り組む場合、それ以前の施設形態によって、養育単位を小規模化した際に、職員と子どもとの関係性、子ども間の関係性のとらえ方が異なるものと考えられる。

つまり、大舎制から養育単位の小規模化にふみだした場合、それまでの職員と子どもとのかかわり、子ども間の関係性の変化が大きいため、「(養育単位を小規模化したことで) 子どもが落ち着いた」「子ども間のトラブルが少なくなった」と判断していると思われる。

しかし、もともと小舎制からさらに養育単位を小規模化した場合、より家庭的に近い環境を用意したことで、子どもが一層自らの思い、被虐待等により今まで隠してきた感情等を出しやすくなり、職員もそれらの変化を前提に養育を行っていると考えられる。

図表5-2 被虐待等で子どもがかかえていた課題の表出×平成10年以前から小舎制がある施設

上・施設数 下・%	合計	ほとんど 変化がない	表出しなく なった	表出する ことが増えた	不明
全体	239	69	76	99	11
	100	28.9	31.8	41.4	4.6
平成10年以前から 小舎制がある施設	13	3	1	10	1
	100	23.1	7.7	76.9	7.7
その他	229	67	75	92	10
	100	29.3	32.8	40.2	4.4

図表5-3 子ども間どうしの関係×平成10年以前から小舎制がある施設

上・施設数 下・%	合計	ほとんど 変化がない	表出しなく なった	表出する ことが増えた	不明
全体	239	67	98	71	14
	100	28	41	29.7	5.9
平成10年以前から 小舎制がある施設	13	1	3	8	2
	100	7.7	23.1	61.5	15.4
その他	229	66	96	66	12
	100	28.8	41.9	28.8	5.2

図表5-4 被虐待等で子どもがかかえていた課題の表出×小規模グループケア2か所以上

上・施設数 下・%	合計	ほとんど 変化がない	表出しなく なった	表出する ことが増えた	不明
全体	239	69	76	99	11
	100	28.9	31.8	41.4	4.6
2か所	49	14	11	25	1
	100	28.6	22.4	51	2
1か所	135	41	48	51	6
	100	30.4	35.6	37.8	4.4

図表5-5 子ども間どうしの関係×小規模グループケア2か所以上

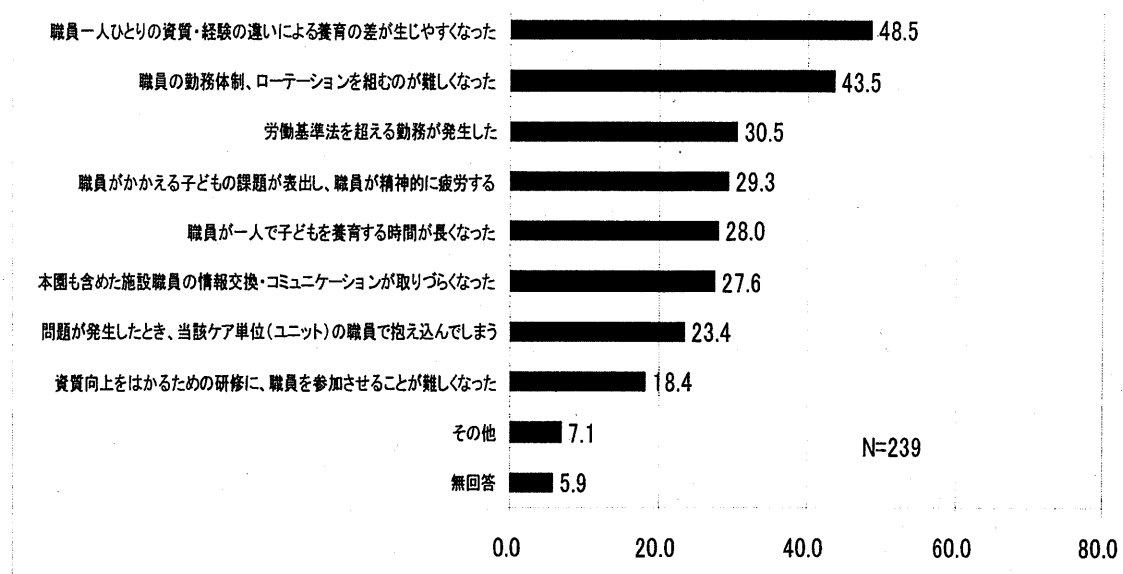
上・施設数 下・%	合計	ほとんど 変化がない	表出しなく なった	表出する ことが増えた	不明
全体	239	67	98	71	14
	100	28	41	29.7	5.9
2か所	49	10	20	18	3
	100	20.4	40.8	36.7	6.1
1か所	135	42	53	42	6
	100	31.1	39.3	31.1	4.4

- ◆ 図表5-2、5-3、5-4、5-5は、養育単位の小規模化による「被虐待等で子どもが抱えていた課題の表出」「子ども間どうしの関係」がどのように変化したかを、他のカテゴリーとクロス集計した結果である。
- ◆ 図表5-2、5-3は、1998（平成10）年以前から小舎制の形態をとっている施設が、「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」「他の養育単位の小規模化」等に取り組んだ際の、子どもの変化のとりえ方である。「被虐待等で子どもが抱えていた課題の表出」「子ども間どうしの関係」のそれぞれで、「表出することが増えた」とする回答が全体に比べて多くなっている。
- ◆ また、図表5-4、5-5は、同じく子どもの変化を、小規模グループケアの実施か所数でクロス集計したものである。「小規模グループケア」を1か所実施している施設と、2か所実施している施設では、「表出することが増えた」と回答する割合において、子どもの変化のとりえ方に差が生じている。
- ◆ これらからも、養育単位の小規模化に取り組んだ年数等の違いにより、その養育観や職員と子どもとの関係性が変化し、小規模化の経験が長い施設ほど、職員との関係性が深まり、結果として子どもが自らを表出する機会が多くなることが考えられる。これらの子どもの変化に対応できる職員の養育の資質向上が求められる。

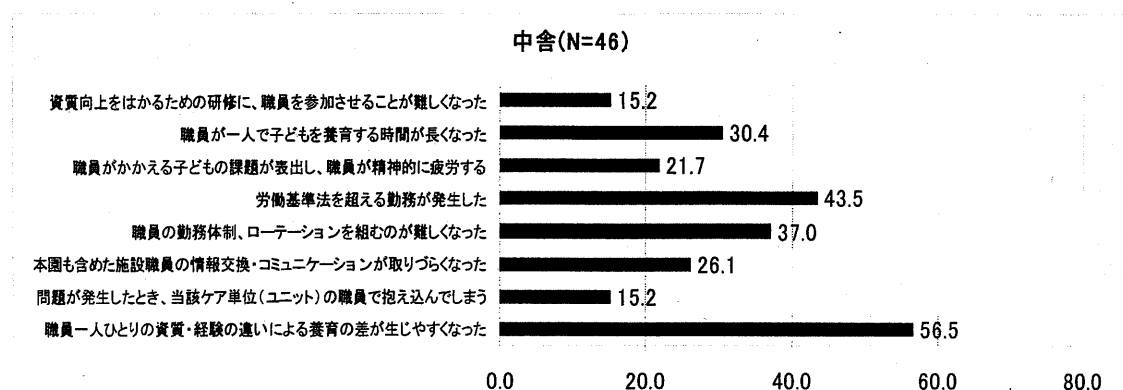
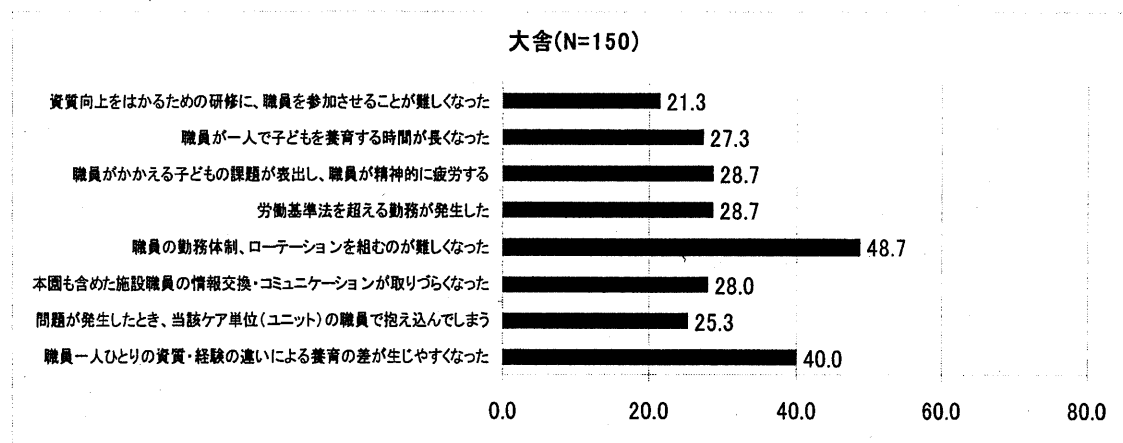
＜図表6＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）
 養育単位の小規模化による、職員にかかわる課題について

図表6-1 全体回答(大舎・中舎・小舎含めて)

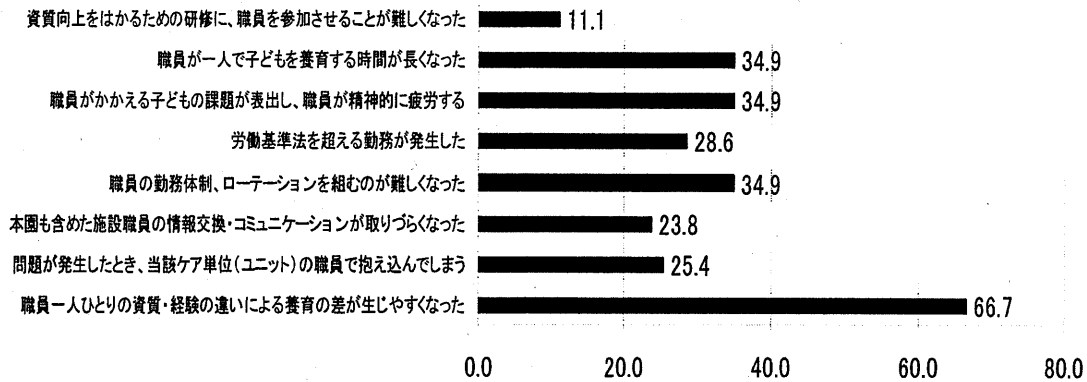
(複数回答)



図表6-2、6-3、6-4 施設形態別の回答



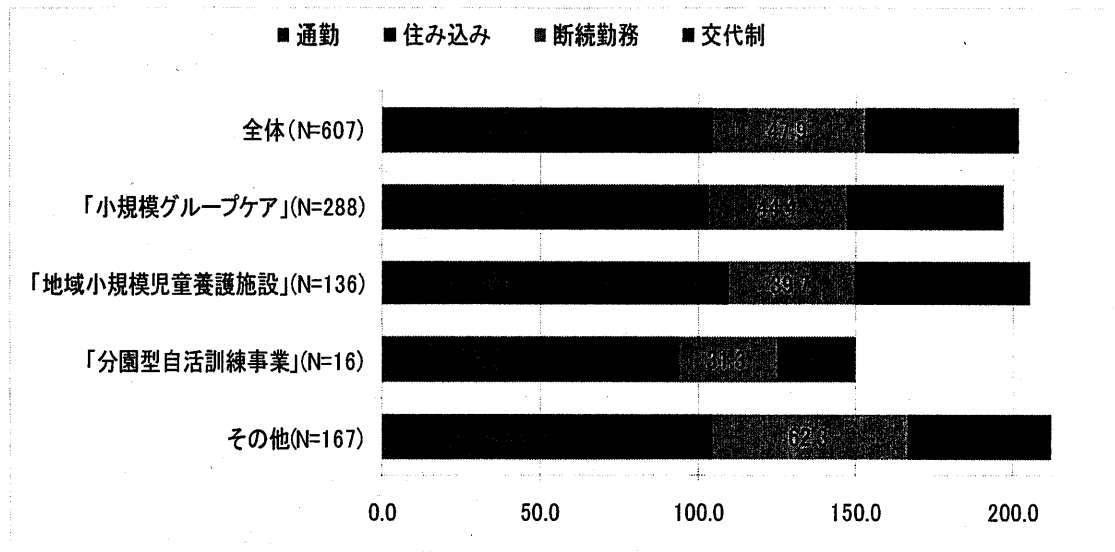
小舎(N=63)



- ◆ 養育単位の小規模化を進めたことで、職員にかかわる課題がどのように生じたかを聞いたところ、施設形態別に回答内容の違いが生じた。
- ◆ 大舎制施設から、養育単位の小規模化にふみだした施設では、「職員の勤務体制・ローテーションを組むのが難しくなった」との回答が最も多いのに対して、中舎制・小舎制から養育単位の小規模化にふみだした施設では、「職員一人ひとりの資質・経験の違いによる養育の差が生じやすくなった」との回答が多くなっている。

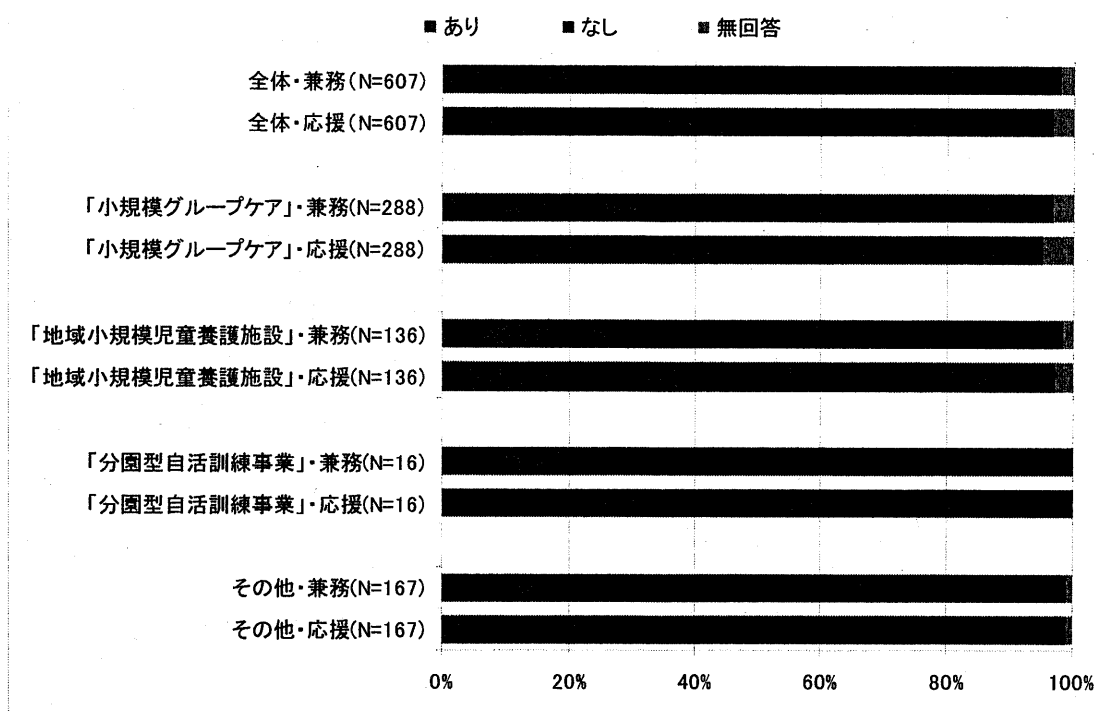
<図表7> (養育単位の小規模化を進めている施設への設問)
勤務形態について

(複数回答)

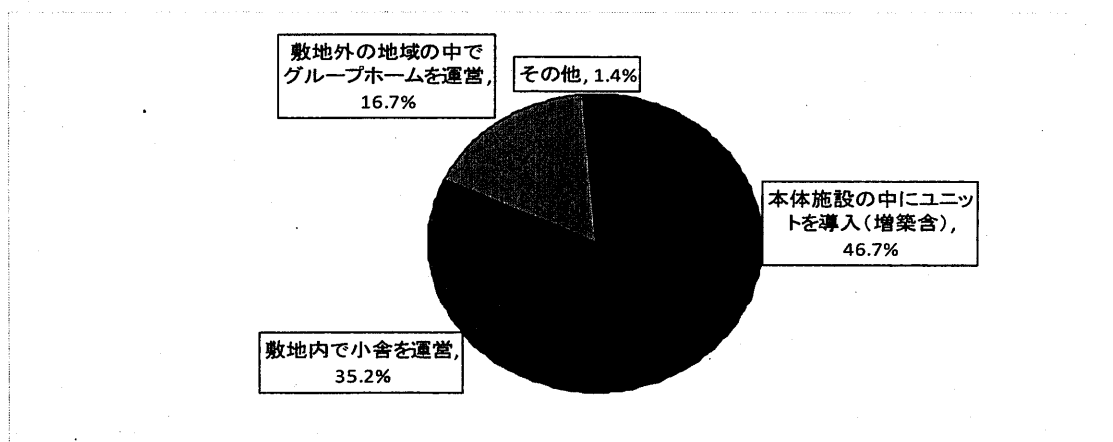


- ◆ 勤務形態については、養育単位の小規模化の内容によって大きな違いは生じていない。
- ◆ 「通勤」「住み込み」「断続勤務」「交代制」を組み合わせ、勤務体制を組んでいる。

＜図表8＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）
他施設との兼務・他施設からの応援の状況について



＜図表9＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）
「小規模グループケア」の実施形態

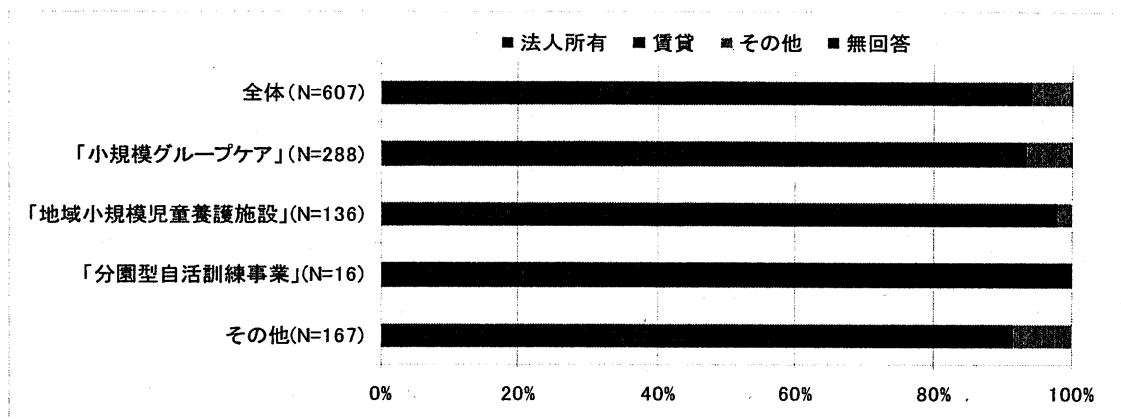


- ◆ 図表8－1では、他施設（本園等）との「兼務」については、「小規模グループケア」が多い。これは図表8－2のとおり、「小規模グループケア」の実施形態として、「本体施設の中にユニットとして導入」「本体施設と同じ敷地内で運営」が8割を超えていることから、本体施設との連携がはかりやすいことが考えられる。小規模グループケア実施通知でも「敷地内の実施が望ましい」とされているが、その内容にそった現状となっている。
- ◆ 図表8－1では、他施設からの「応援」については、「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」「分園型自活訓練事業」「その他の養育単位の小規模化」

とも、いずれも高い割合である。本体施設（本園）の支えがあつての養育単位の小規模化であることがわかる。

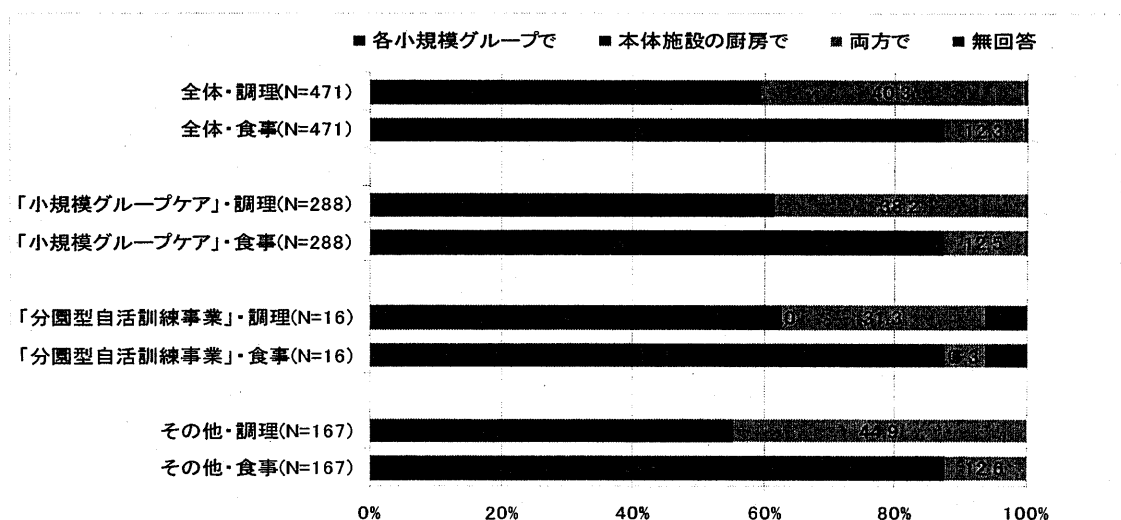
- ◆ 「兼務」「応援」により成り立つ構造からすれば、今後養育単位の小規模化を一層推進する場合、生活（養育）単位の小規模化をはかる分園の数を増やすだけではなく、本体施設（本園）の応援機能をどれだけ充実することができるかも大きなポイントである。
- ◆ 例えば、養育単位の小規模化を進めている状況に応じて、本体施設（本園）の職員配置基準も含めた配慮を進める等が考えられる。

＜図表10＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問） 建物所有の状況



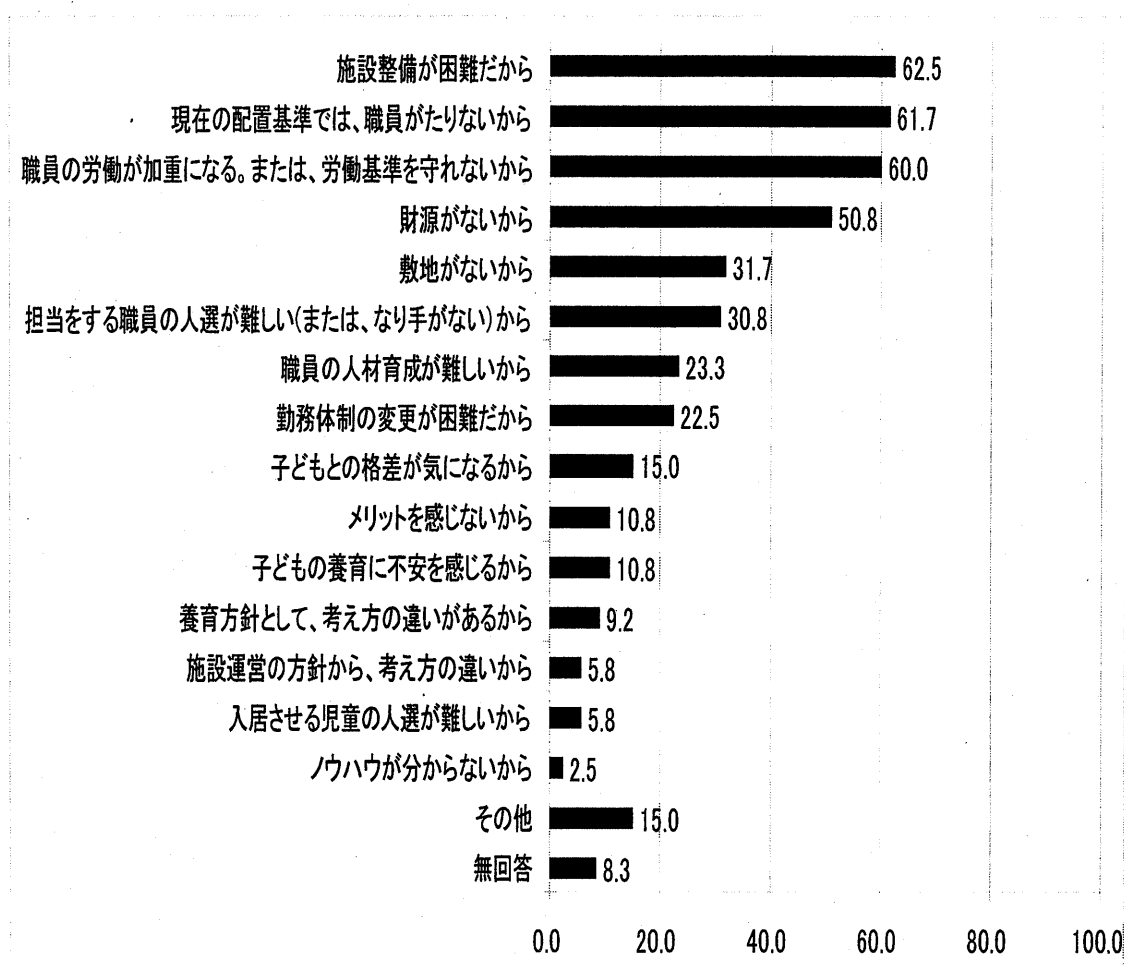
- ◆ 建物所有の状況については、「地域小規模児童養護施設」の66.2%が賃貸で運営されている一方、「小規模グループケア」の83.7%が法人所有となっている。
- ◆ しかし、「小規模グループケア」の9.7%が賃貸という状況もある。今後「小規模グループケア」を一層進めるにあたっては、本体施設定員内での実施という条件のなかで、子どもの生活の安定・施設運営の継続性に配慮しながら、実施通知にある「敷地内の実施が望ましい」の柔軟運用（隣接地や本体施設の近隣等）も必要である。

＜図表11＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問） 調理・食事の状況



- ◆ 「小規模グループケア」における「調理」の状況では、「各小規模グループケアでの調理」が32.6%、「本体施設の厨房」での調理が28.8%となっている。また「両方」も38.2%と高くなっている。
- ◆ しかし、「食事」の状況は、82.3%と、ほとんどの小規模グループケアで、当該小規模グループケア内で食事をとっている。
- ◆ 小規模グループケアにおける「食事」は、家庭的な雰囲気のなかで行いつつ、「調理」は施設運営の状況に応じた方法を、各施設がくふうして進めていると思われる。

＜図表12＞ （養育単位の小規模化を進めていない施設への設問）
養育単位の小規模化が進まない理由、取り組まない理由

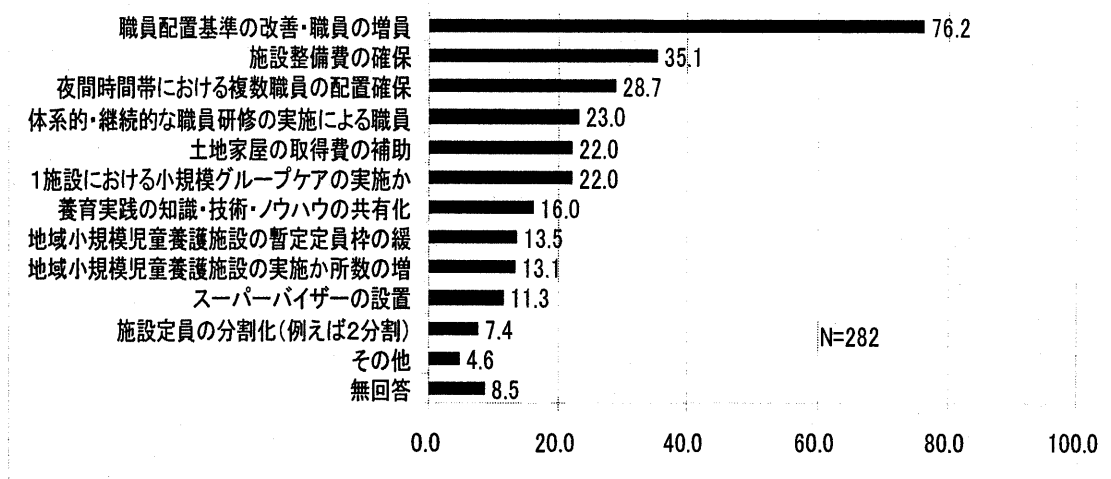


- ◆ 養育単位の小規模化を進めていない施設に、その理由を聞いたところ「施設整備が困難だから」「現在の配置基準では職員がたりないから」「職員の労働が加重になる、または労働基準法を守れないから」「財源がないから」の4つの理由が高かった。

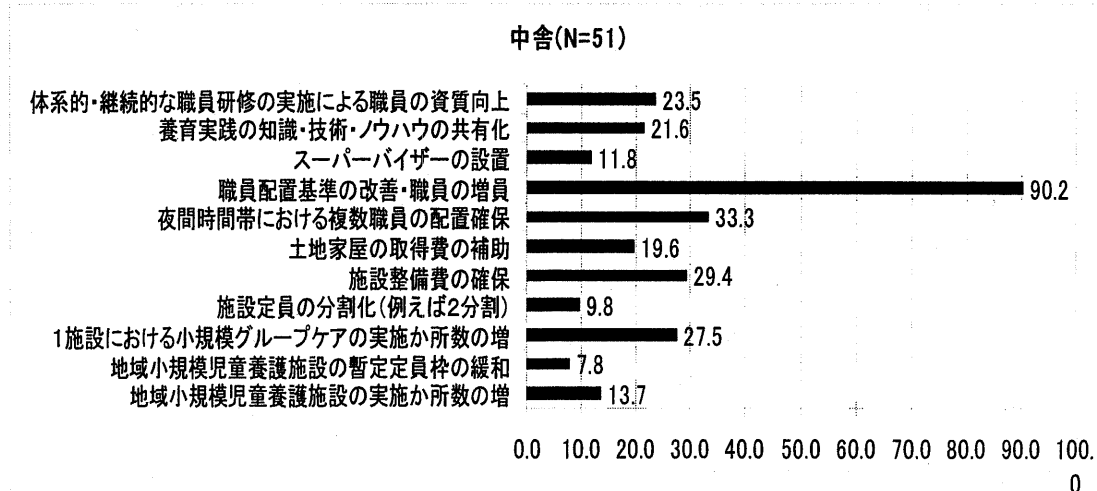
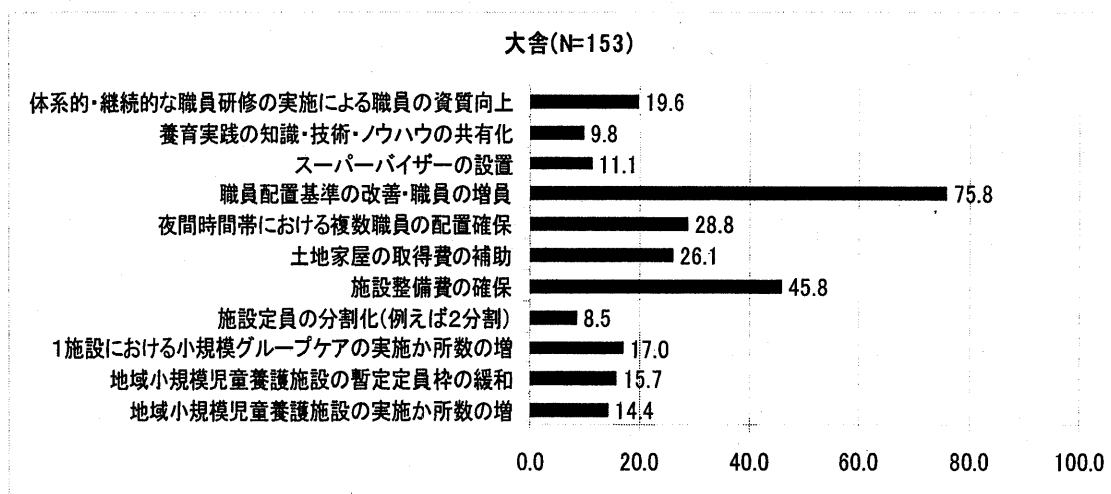
＜図表13＞ （養育単位の小規模化を進めている施設への設問）

養育単位の小規模化を進めるにあたり、制度政策面で必要なこと

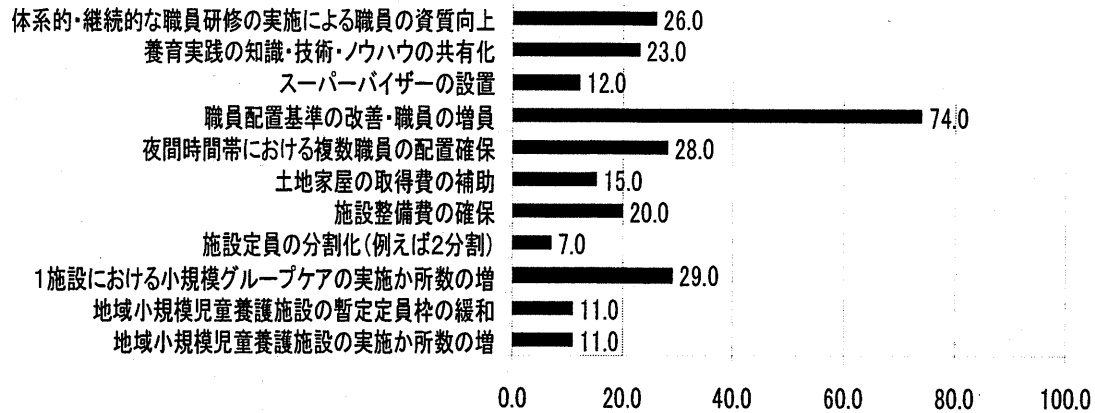
図表13-1 全体回答(大舎・中舎・小舎含めて)



図表13-2、13-3、13-4 施設形態別の回答



小舎(N=100)



- ◆ 養育単位の小規模化を進めている施設に、今後制度政策面で必要なことを聞いた結果である。施設形態にかかわらず、生活（養育）の小規模化を進めている施設の共通の要望として「職員配置基準の改善・職員の増員」は圧倒的に高い。
- ◆ その上で、その次につづく回答は、施設形態別で若干異なっている。大舎制施設は「施設整備費の確保」となっており、中舎制施設は「夜間時間帯における複数職員の確保」、小舎制施設は「1施設における小規模グループケアの実施か所数の増」となっている。
- ◆ 今後、養育単位の小規模化を進めるにあたり、「職員配置基準の改善・職員の増員」は大前提であるが、その上で、①「施設整備費の確保」、②「夜間時間帯における複数職員の確保」、③「1施設における小規模グループケアの実施か所数の増」という3つの施策を、各児童養護施設の現状と形態によって推進していくことが必要と思われる。

3. 養育単位の小規模化はなぜ進まないのか

(1) 現行の児童福祉施設最低基準の課題

- 今回の調査結果でも明らかなように、1生活単位で6人程度の子どもたちを想定した養育単位の小規模化は、現行の児童福祉施設最低基準（学童6人に職員1人を基本とする職員配置、また1人あたりの居室面積3.3㎡となっている設備基準）では難しい。
- そのなかでも職員配置については、先行的に養育単位を小規模化してきた施設（小舎制施設など）では、断続住込み勤務で労働基準法をクリアしながら、職員2人配置で24時間365日をつなぐ勤務で実現していたと思われる。（しかもこれは、6:1の配置基準のため1ホーム12人が多い）
しかし、労働時間9時間特例が廃止され、週休2日制が定着する中で、被虐待児童や発達障害児、高年齢児などの養育困難な児童が増加する状況では、（住込み断続ゆえの）子育て経験のない若い職員では対応困難であり、先行的に養育単位を小規模化してきた小舎制施設が、大舎制へ移行する例も生じている。

(2) 「地域小規模児童養護施設」「小規模グループケア」の課題

- 住込み断続勤務を導入しない限り、通勤制では、1生活単位6人で、3人の職員配置をしても、夜間宿直は労働基準法上できないことから、夜間宿直体制を中心に本体施設からの応援が必要となる。（厚生労働省は、平成22年度予算に、新規小規模グループケア実施施設への夜間宿直加算を実施したが、3年間の期限付きである）
- また、どのようにして「小規模グループケア」「地域小規模児童養護施設」で生活する6名（前後の）児童を選択するか。養育単位の小規模化で生活する児童と本体施設で生活する児童との間で、子どもの意見をふまえた十分な調整を行うことが必須となる。
なお幼児については、幼少期に十分な愛着関係を形成するため、養育に携わる職員との密接な関係づくりが必要である。そのためにも、養育単位の小規模化を急がねばならない。

(3) 養育単位の小規模化は、入所する全児童に必要

- 2008（平成20）年まで、「地域小規模児童養護施設」は、児童養護施設本体施設の入所定員が30名でも100名でも、原則として1か所のみが認められており、「小規模グループケア」も同様であった。
しかし2009（平成21）年からは、前者は複数、後者は2か所と一定の要

件のもとに設置基準が緩和され、2010（平成22）年度には、モデル拠点施設には一定の条件を付けて、小規模グループケアを3か所認めることとした。

- 厚生労働省は、「子ども・子育てビジョン」（平成22年1月22日閣議決定）において、平成26年度達成の数値目標として、児童養護施設を（平成20年度567か所）→610か所とした上で、地域小規模児童養護施設（171か所）→300か所、小規模グループケア（447か所）→800か所の目標数値をあげている。
- 「地域小規模児童養護施設」については、本体施設に加えて定員を増やす場合にのみ設置が認められているため、現状では、養育単位が大きい施設が養育単位を小規模化する場合の移行方法として制度を活用することはできない。
また、「小規模グループケア」についても、児童養護施設数に比して数値目標が少ないと考えられる上に、上記（1）（2）でも述べたとおり、現実にはこの数値目標ですら実現が危ぶまれる。

4. どうすれば、養育単位の小規模化が進むのか

(1) 職員配置の課題

- 地域小規模児童養護施設の職員配置は、定員6名に対し、おおむね正職員2名、非常勤職員1名（6：2.5）となる。この人員配置は、専門的養育を行うために必要な人員配置となっていない。
- 今後、養育の質を担保した職員配置数が議論されなければならない。また、すでに定められている地域小規模児童養護施設及び小規模グループケアの定員6名の生活単位に対して、十分な専門的教育を受けた職員配置の確保が必要である。

(2) 施設設備の財源的課題

- 養育単位の小規模化を推進するためには、施設整備にかかわる財源確保が課題である。
建物（不動産）の確保については、社会福祉法人認可要件に、「(抄) 社会福祉施設を経営する法人にあっては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産は基本財産としなければならないこと。」と定められている。このことから、養育単位の小規模化を推進するにあたり、新たに施設整備を進めるための財源確保が必要となる。
- とくに、土地確保については施設会計からの支出が認められておらず、社会福祉法人にとって財源確保が大きな負担となり、そのことが養育単位の小規模化が進まない要因の一つと考えられる。
- 建物については、一部の都道府県において賃貸形式での実施を認めるところがあるが、地上権設定等を講じて賃貸による土地・建物の使用を認めることで、より普及をはかることができる。

(3) 理念・制度の課題

- 児童養護施設の側でも、養育単位の小規模化を推進するための理念構築が必要である。なぜ養育単位の小規模化が必要なのか、その論理的根拠が確立されているとはいえない。大舎制の養育をしてきた施設においても、長年の取り組みから大舎制としての養育方針を構築している。そこに養育単位の小規模化が容易に進まない要因がある。

- しかし一方で、社会的養護に託される子どもたちが、集団で生活しなければならない理由はない。親がいても育てられない被虐待児や発達障害児など、現代日本の要保護児童を公的に養育するには、子どもに寄り添うていねいな施設養育を実現する養育単位の小規模化は不可欠である。
- これらを実現するためには、国や地方自治体の強力な施策誘導が必要である。現在、東京都や横浜市などの一部自治体を除いて、養育単位の小規模化推進の誘導策は極めて不十分である。国の十分な財政支援を前提に、社会的養護に格差なく地方自治体が養育単位の小規模化をはかるための施策誘導が求められる。

たとえば、小規模グループケアについて、今の1本体施設に1～2か所という方式を、実施希望施設はすべて建物も職員配置も認めていく、そのうえで先行施設のノウハウを職員育成に役立てていく方式にあらためるべきであろう。

(4) 施設の課題

① 職員の孤立をどのように防ぐか

- 養育単位の小規模化を推進するときに、もっとも配慮が必要なこととして、職員の孤立をどのように防ぐかがある。小規模グループケアにおいては、1人の職員が抱えなければならない業務と責任は増大し、適切なサポートが得られないと職員がバーンアウトしてしまう危険性がある。養育単位の小規模化の推進にあわせて、これらの課題を考慮した職員配置が必要である。

② 職員体制のシステム化（組織化）

- 養育単位の小規模化のデメリットとして、十分なサポートを得られないと職員が孤立する点があげられる。結果、子どもとのかかわりが職員それぞれの我流になり、施設全体の方針や意思が伝わりにくくなる。養育単位の小規模化の推進にあたっては、職員体制の連携強化策（組織化）が必要である。

とくに職員体制として、担当者にすべてをまかせることは危険なことであり、風通しのよい施設運営がなされなければならない。また、養育単位の小規模化は、個別の支援プランのもとに実施されなければならない。職員をサポートするスーパーバイザーの存在は必要不可欠である。

③ 職員の資質の向上

- 養育単位の小規模化が進むと、子どもと職員の関係が濃密化され、一人ひとりの課題が明確になると、養育を行う職員の資質が問われる。

資質のない職員は、子どもを受けとめられず、子どもの要求を受けとめられ

なくなる。養育単位の小規模化を推進するためには、職員の個人的な価値観で養育をするのではなく、チームとして養育をする「養育モデル」の構築が必要となる。

施設の理念や養育方針を理解し、その方針にしたがい全職員が養育モデルのもとにチームで子どもと相對するという体制づくりが必要である。そのための職員研修体制の体系化が急がれる。

④ 組織の意識改革

- わが国の児童養護施設は、7割が大舎制である。その7割の大舎制の施設が養育単位の小規模化をするにあたっては、ただ単に生活単位を小さくすればよいということではない。今まで培ってきた大規模な養育単位を、小規模な養育単位に変えるためには建物の建設、改築等のハードウェアの変更と、職員の勤務体制の変更等といったソフトウェアの変革をしなければならない。その変革のためには、経済的にも施設長を含めた職員の意識等、大きなエネルギーを必要とし、その変革に躊躇しているところが少なくない。
- その実現に向けて取り組むためには、社会福祉法人としての役割と、施設長としての役割、職員集団としての役割を明確化し、法人組織が一体となって取り組まなければならない。なぜ今、養育単位の小規模化が必要なのかという理念構築が必要である。

5. 養育単位の小規模化の実践報告

(1) 事例

【事例①】鳥取こども学園における小舎制への取り組み実践経過と現状について (鳥取県・鳥取こども学園)

- 1906（明治39）年創設の鳥取こども学園は、ホスピタリズム論争を受け、1961（昭和36）年に2つ、翌年に1小舎を新築し、養育単位の小規模化への歩みを開始。1小舎を子ども10人単位として、一人の住み込み職員との安定した養育をめざした。建物は2つのホームを対とし、1人の職員が休みのときは、1人で両ホームの子どもを養育できるようにした。この家庭代替的な養育形態は、子どもの情緒安定をもたらした。1973（昭和48）年にさらに4ホームを新設して、80名定員でホームを運営する体制が実現した。
- 当時、職員の住込み断続勤務を確保するために、幼児を1ホームに集めていたが、1986（昭和61）年、「幼児の集団養護はやめよう」という取り組みを開始。幼児を各ホームに移し、各ホームとも完全縦割ホームに移行。職員は2ホーム3人配置とした。幼児養護については、昼間保育を充実させ、入浴は各ホームで職員が幼児と一緒に湯船までつかるようにした。1992（平成4）年には地域の借家で自活訓練ホームも開設した。（平成17年廃止）
- 入所しても学校に登校できない児童や、心理的ケアの必要な児童など、入所児童のかかえる問題に対応し、1994（平成6）年に情緒障害児短期治療施設（以下「情短施設」入所30、通所15）を併設した。これにあわせて児童養護施設の定員を80名から45名に減らし、既存の4ホームを情短施設とした。住み込みの職員体制も通勤体制に切り替えた。児童養護施設は、4ホームと分園型自活訓練ホームの計5ホーム体制となった。
- 1ホーム幼児を含む10人の児童に3人の職員配置で、被虐待児等の増加もあり、2004（平成16）年、小規模ケアホーム1ホームを新設し、翌年、分園型自活訓練ホームを廃止。さらに2006（平成18）年、創立100周年に当たり、15名定員の乳児院（1ホーム5人の小規模ケア）を併設するために、新築した建物の2階に2ホームを新設し、現在の7ホーム体制にいたる。1ホーム6～7人の児童に3人の職員配置を行った。
- 現在、児童養護施設7ホーム、一時保護1ホーム（職員3）、情短施設4ホーム（職員各3.5）、乳児院3ホーム（職員各5）、同一敷地内に計15ホーム体制である。その他児童家庭支援センター、敷地外に自立援助ホーム2か所を一体的に運営している。この体制は、地方の一法人単独では人件費の面で限界を超えた事業展開となっており、現在、この体制を維持することさえ困難な状況に直面している。国や都道府県の制度改善を望む。

児童養護施設 鳥取子ども学園 (定員45名)

乳児院 鳥取子ども学園乳児部 (定員15名)

情緒障害児短期治療施設 鳥取子ども学園希望館 (定員入所30名、通所15名)

児童養護施設は、県内に5施設、全国に559施設（平成20年4月1日現在）あります。貧困や事故や災害、親の離婚、外出、虐待などによって養育困難をきたした児童、虐待を受けている児童などを預かり、養育する施設です。

2006（平成18）年10月1日から鳥取子ども学園乳児部が全国121番目の乳児院として開設されました。鳥取県では2ヶ所目の乳児院です。乳児院は、0～6才の乳児児を預かり養育する施設です。

情緒障害児短期治療施設は、まだ全国で32施設（平

成20年4月1日現在）しかありませんが、今後益々必要な施設です。様々な要因で心理的葛藤や軽度の発達の問題を抱え、心身や行動面での症状を呈する児童の、治療・養育（療育）を目的とする児童福祉施設です。

鳥取子ども学園は、様々な施設機能を総合的・統合的にとぞえた養育施設であり、子ども一人一人を育てる態でありたいと願っています。なお、3施設とも、入退所は全て児童相談所を通じて行われます。

子どもの生活

■学園のきまり

「私達は、1地の風」「世の光」でありたいと思えます。私達は、「人として導かれる（児童憲章）」、一人ひとりがけがえのない人間です。動物の世界は弱肉強食の世界ですが、人の世では、あかちゃんやお年寄り、障がいのある人など、弱い立場の人が大切にされる世でありたいと思います。「自分も他人も大切にすること・人間の尊厳を決して侵さないこと」、「人間の尊厳を扱うこと」、「問題は全て話し合いで解決すること」以上が、鳥取子ども学園で一番大切にしているきまりです。

子どもたちと生活する職員

■職員配置

《児童養護施設》園長1、事務員1、看護師1、家庭支援専門員1、臨床指導員1、個別対応職員1、保育士10、児童指導員6、栄養士1、セラピスト1、調理員4、（保育士パート1）（嘱託医2） 計28(31)名
《乳児院》院長1、事務員1、看護師4、家庭支援専門員1、セラピスト1、保育士10、栄養士1、調理員4、（保育士パート2）（通所非常勤4）（セラピスト非常勤1） 計27(34)名

保護者と施設との関係

子ども一人ひとりの心は、家族の動向と共に揺れ動いています。従って、それぞれの子どもと家族と園の職員が協力して、一緒に子育てに当たらねばなりません。そのため保護者の皆様には、子どもさんが通っている幼稚園や学校の授業参観や個別懇談などに学園の担当職員と一緒にいらっしゃる機会を、定期的な面会や家に帰れる御家庭には週末帰宅をお願いしたりしています。また、お互いの悩みを共有し、家族との定期的話し合い（家族面談）や親子面談も行っています。

園内には、親子で宿泊できる「ゲストハウス」を3戸設置しています。予約が必要ですが、遠方から会いに来られる保護者の方や家庭環境の練習などにお気軽にご利用

パート2）（業務パート1）※電話区は、せいきょうことどもクリニックと契約 計23(26)名
《情緒施設》院長1、事務員1、精神科医1、看護師1、家庭支援専門員1、個別対応職員1、セラピスト5、保育士4、児童指導員8、栄養士1、調理員3、（調理員パート2）（通所非常勤4）（セラピスト非常勤1） 計27(34)名

用ください。
特に、乳幼児の場合、親子のふれあいは大切です。「三つ子の魂百まで」と言われるように3才までの目と目を合わせてほほ笑み合うことや授乳、おんぶや抱っこ、添い寝などによる愛着の形成は最重要課題です。新しく出た乳児院は、親子のふれあいを大切に、面会やゲストハウスの利用を計画的に実施し、親子愛着トレーニングセンターのような役割を果たしたいと考えています。御協力ください。

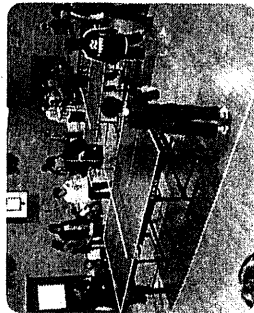
又、学園の職員が家族の代わりを引き受けるほか、保護者の了解を得て、里親さんとの交流をするなど親子縁組みなどをお世話することもあります。

子どもたちと学校教育等

幼稚園には就学前2年間行くようにしています。幼稚園に行かない幼児は「なかよし園」という園内園児保育所で過ごします。乳児はホームで過ごします。

宿泊部門の入所的小中学生については、原則として鳥取市立移立小学校、鳥取市立東中学校本校の通所学校、特別支援学級に通学します。その他鳥取市就学指導委員会の手続きを経て白根養護学校や鳥取大学付属特別支援学校、希望館施設内教室に通っている小・中学生もいます。私たちは「子どもの最善の利益」「子どもの教育を

受ける権利」が保障されるよう願っています。当園では、昭和53年から「高校全員入学」を目指して頑張ってきました。専門学校・各種学校なども含めるとそれ以来、95.5%の進学率を達成して来ています。最近では、大学や高等専門学校への進学者も毎年出しています。大学などの費用は、希望館では出ませんので、保護者の方に可能な負担をお願いしたり、本人のアルバイトの他、「あしながおじさんの会」を組織して、寄付集めなどとして頑張っています。



《卓球大会》



《ホームで面談》



《初盆聖歌で集合》

子どもたちの将来

鳥取で就職する子どもたちの為に、昭和59年から「自立援助ホーム」という通所室のようなホームも作っています。鳥取市内に「鳥取フレンドリー」に「倉吉スマイル」を当法人で運営しています。

社会に巣立った子どもたちにとって学園は、いつまでも心の故郷であり、児童の社会的自立が施設の重要な目標の一つです。鳥取子ども学園では、「学園一家」的にかわりを大切にしています。毎月の8月14日と正月の1月2日には同窓会も行っています。予約が必要ですが里親りをする人のために宿泊設備もあります。

子どもたちと生活費

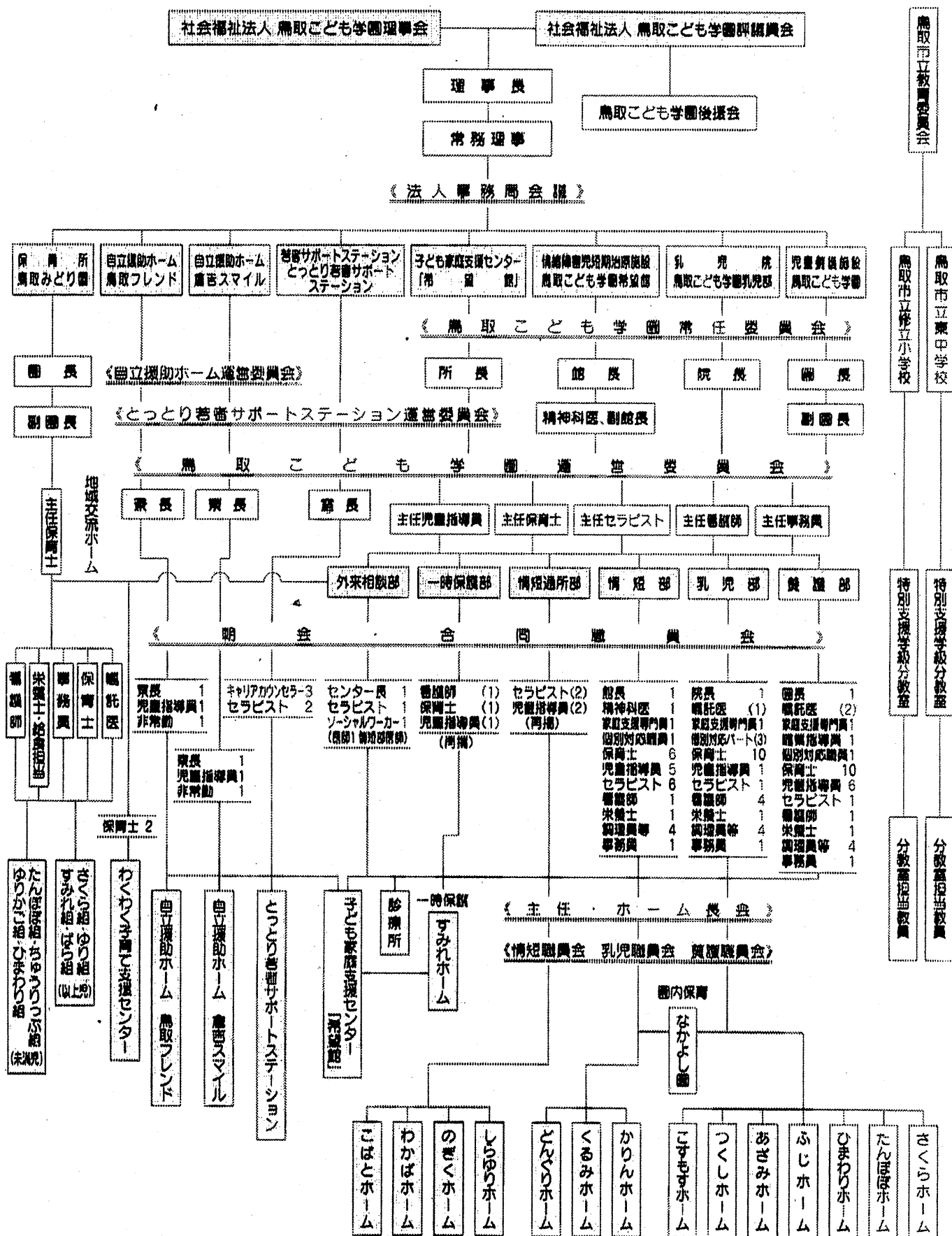
子どもたちの生活を支える費用は、施設最低基準に基づいて措置費（住宅）という名称で支給されています。法律では国が50%、都道府県が50%（鳥取県は国の基準に若干の増額補助を上乗せしています。）を負担し、十分ではありませんが、職員の手当、施設の運営費等事務費から、児童の生活給費、教育費などが毎月支給されています。

ちなみに平成20年度の単価（鳥取県の単価上乗せ補助を含む）は以下のとおりです。
●児童養護施設児童一人当り月額
事務費計157,183円、生活給費47,430円、教育費（小・中学生）2,110円、中学生4,180円、高校生22,270円、私立32,970円）などとなっています。
●「希望館」入所児童一人当り
事務費計320,720円、生活給費47,860円、教育費は児童養護施設と同じです。

●「希望館」通所児童一人当り
事務費計91,420円、生活給費14,600円（給食・行事費等）となっています。
●施設共、修学旅行費、入・進学支援費、就職支援費、などが別に支給されています。
また、生活給費等の中から、児童一人当り月額、幼児1,000円、小学生2,000円、中学生3,000円、高校生5,000円のおこづかいを支給しています。
●乳児部児童（加算金）一人当り
事務費2才未満児477,060円、2才児430,660円、3才以上児314,510円。生活給費54,730円（3才未満児）47,430円（3才以上児）となっています。
●保護者の負担金
全て児童相談所が扱いますが、従来の保育料と同じように納付額に応じて決定され徴収されます。0～30,000円程度（月額）が普通ですが、年間所得税627万円以上払っている高所得者になると最高で全額徴収までラングづけされています。

社会福祉法人 鳥取こども学園組織系統図

2008年4月1日現在



【事例②】聖家族の家における養育単位の小規模化の経過について

(大阪府・聖家族の家)

	小規模化実施の経過	子どもの状況（子どもへの対応や子どもの変化、子どもどうしの関係など）
取り組み実施前	1972 年 中舎制 導入	児童：学童 40 名 （5 部屋）
取り組み準備段階	1975 年 運営企画委員会設置 （外部委員の参加で施設の新しい方向 探る） 1976 年 職員（1 名）が米国にてグループホーム 実地研修 1977 年 グループホーム開始準備（グループホーム に対する職員の意識化はかる）	児童：学童 32 名（2 グループ） ・グループホームは始める前に、町会への説明や 近所の方々に挨拶をする
取り組み実施直後	1977 年 大阪府認可により、「トリムの家（現： 恵みの家）」開設 （学童 6 名）【2000 地域小規模認可】 1981 年 同認可により「育みの家」開設 （乳児 2 名、学童 4 名） 1982 年 幼児・学童の混合ユニット設置	児童：学童 42 名（2 グループと 1 グループホーム） ・最初の児童は、早期退所予定者の生活訓練を主 目的にする ・「子どもと保育者との会話が大きい」「自転車の 路上放置」「玄関ベルを鳴らす」等の苦情を受け る ・本園に行くことを嫌う ・買い物、料理作りがうまくできなかった
現在の状況	1986 年 同認可により「歩みの家」開設 【2006 地域小規模認可】 1996 年 同認可により「セントファミリー」開設 1997 年 同認可により「望みの家」開設 2007 年 同認可により「和みの家」開設 定員 130 名（グループホーム 4） ＋地域小規模（2）で全体で 16 の生活単位 （ユニット制） 『グループホームは特別な存在ではない』	・地域の中での生活、近隣との自然な関わり（子 ども会への参加、お土産やおすそわけのやりと り、悪さをして叱られる、地域役員への就任） ・大きい子が小さい子をあたりまえに見てくれる ・一つの家としての一体感（手伝ったり、助けあ ったりする気持ち）がある ・子どもの中に「ずっと変わらずにいる存在」と しての安心感が生まれている ・子どもに対する指導も本園と同様の援助体制に ある

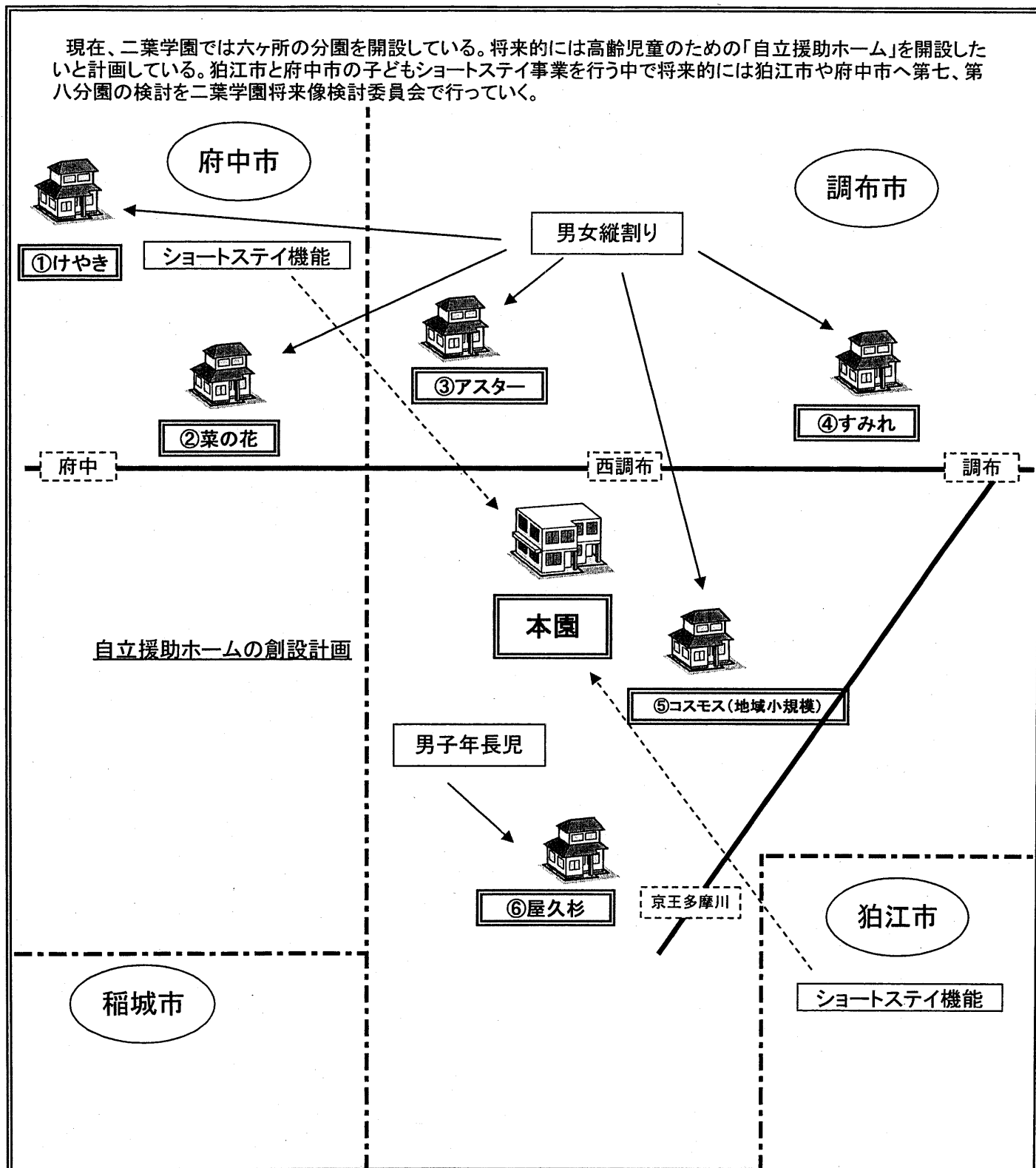
職員の状況（変化など）	新たに生じた課題と、その対応
・大人数での交替勤務制の限界を感じる職員が生まれた	
・最初の担当者は、自ら希望したものでグループホーム担当者としての専門性を追求する ・住み込みを始めた当初は、拘束感を感じるが、子どもとの関係が深まるにつれ、楽に生活ができるようになった。 ・限られた生活環境の中で、心身ともに逃げられないしんどさを感じることもあった ・担当職員が「島流し」的な気持ちにならない様なサポートを要した	・本園の職員には、グループホームに対する違和感、距離感があった ・本園だと周囲に誰かがいる安心感があったが、独立した生活（防犯・火元等）に不安もあった ・思い通りにならないと大声でなく、あまえを強く表現するなど対応に困ったが、時間が解決した ・本園の職員も食事作りを希望した（本園へ還元） ・本園の職員にもグループホームの良さを生かそうとする姿勢が生まれた
・勤務時間は決まっているが、まず子どもとの生活ありきで、必要に応じて動ける ・食事作りをホームでするので、時間に追われて生活することがなくなった ・子ども一人一人の生活に主体性が生まれ、自分の時間の過ごし方に幅が生まれた ・本園からの応援職員もそれぞれのグループホームのあり方を認識しながら業務ができる ・生活の中に自然と役割分担が生まれている ・担当者に金銭的管理を基本的に委任している	・子どもと衝突すると、互いに逃げ場がなく、距離をおくことは難しいが、その近い距離感が結局は早い問題解決につながる ・「家庭的」「小規模」という言葉に流され、自由や、裁量の大きさばかりが取りあげられると危険で、生活の枠づけ、秩序感はいっせつである ・複数のグループホームを継続することで、担当職員のモデルが認知され、また互いに助け合う職員体制が生まれた ・小グループの良さとデメリットも共有できる

【事例③】二葉学園の養育単位の小規模化、地域化の実践経過と現状について
(東京都・二葉学園)

- 二葉学園における養育単位の小規模化と地域化の方向性への検討については1978(昭和53)年にさかのぼり、「二葉学園昭和53年度体制方針」と同年出された「東京都ファミリーグループホーム制度に関する東京都児童福祉審議会の意見具申」のなかで、グループホーム制度の創設が計画されたことから、養育単位の小規模化、地域化実践がはじまる。
- 大舎制の生活により職員より子どもの力関係の方が大きく、さまざまな問題行動や情緒不安定な状況もあり、職員は一人ひとりの養育にしっかりと対応するため、一居室の児童人数を減らしたい(少人数化)との切実な願望があった。また当時は、家庭復帰を目的に短期的に施設を利用する児童と、長期に家庭代替的に生活する児童が混在し、目的に応じた適切な養育が求められたことから、本園は短期目的を主とした養育、分園(グループホーム)は長期的家庭代替的養育を行うこととした。その後数年の計画を経て1981(昭和56)年から実践をはじめた。東京都の単独補助となるグループホームは定員内での運営であり、本園についても養育単位の小規模化がはかれた。
- その後、施設の中心的役割を担う職員がグループホームの担当を経験し、数年すると本園のリーダー的存在になり、また小舎制施設体験の施設長が中心となり、養育単位の小規模化の必要性を打ち出し、本園を大舎制から養育単位を小規模化したのが、今から17年前の1992(平成4)年のことである。本園建物は、大舎制施設を大規模改修(総工費1億5千万円、設備費5千万円、合計2億円)し、ユニットケアとしてスタート。しかし、現在は各ユニット間の行き来もなくし、調理も各居室で買い物から食事づくりを担当職員が行うなど、養育単位を完全に小規模化した。
- 分園も現在6つの分園(地域小規模型ホーム2か所、東京都型グループホーム4か所)で、子どもたちは生活している。児童定員は全体で52名、本園で生活する児童は17名(3ホーム)、分園で生活する児童は35名(6ホーム)である。各ホーム3名の職員で担当している。(本園を中心とする地域分散型児童養護施設がほぼ完成)
- 養育単位の小規模化、地域化は、児童の成長にとって大きな成果をもたらした。児童は社会に出て比較的安定・自立した人生を歩むことができている。しかし、職員一人の負担度はとても大きい。養育単位を小規模化、地域化した施設について、職員の労働条件配慮や心理的負担の軽減、力量を高めるための研修・育成システム、孤立化や密室性による危機管理等について、施設全体で解消できるシステムづくりを努力しているものの、国や都道府県の制度改善なしには養育単位の小規模化・地域化は進まない。

二葉学園の今、そして今後めざす児童養護体系は

二葉学園では平成7年から「これからの二葉学園の目指す方向性」を明らかにしながら児童養護実践を進めている。専門職を配置しながら治療的児童養護施設の機能と地域の子育て支援に応えられる機能を有す拠点的本園機能を、地域にはより家庭的な養護をめざすグループホーム(分園)を6ホーム運営する地域分散型の児童養護を行う。本園も昭和43年に建て、平成4年に大規模改修を行いました、老朽化により、本園の改築を計画しているところである。



(2) 生活単位を小規模化する上での、設備面からの課題について

① 建築面から考えた生活単位の小規模化

- 生活単位の小規模化は、それぞれの子どもが抱える課題への個別対応を行いやすくするための手段であり、職員の子どもへの関わりや生活集団構成等からの取り組みに加えて、物理的な環境の面からも対応することが望ましい。具体的には、「生活集団ごとに食事や入浴、排泄や睡眠、団らんや学習などの生活行為を行える環境」を整えることが、生活単位の小規模化を行う上で大きな助けとなると考えられる。
- そうした環境を整えるには、既存施設の状態と施設の運営方針、施設での養育方針や生活集団の構成と職員体制等とを併せて考慮する必要があるが、以下に代表的な三つの方法をあげる。

② 既存施設の活用による小規模化

- 既存施設を活用する方法としては、改修^{注1)}、拡張等が挙げられる。その場合、まずは耐震性^{注2)}と耐火性^{注3)}の診断により建築の安全性を確認することが必要である。この段階で安全性が確認された場合は、関連法^{注4)}に留意しながら既存施設に手を加えることとなる。以下、改修を行う上での設備面の考え方を示す。

・衛生設備

トイレ、浴室、キッチン、洗面等の工事では、配管のとり方と勾配、それに伴い生じる床の嵩上げが大きな課題となる。具体的には、水回りの集中配置から分散配置への転換と、それに伴う床の嵩上げ、段差の解消等が必要になる場合が多い。また、施設全体での水の使用量の著しい増加が見込まれる場合が多いため、受水槽の増設や変更も検討事項となる。

・電気設備

照明の増設や移設、配置変更等が留意事項である。

・空調設備

セントラル方式の場合、個別方式への変更や家庭用エアコンの導入検討が必要となる。また、換気設備の増設が必要となるケースもある。

③ 既存施設の建て替えによる小規模化

既存施設の耐震性や安全性が充分でない場合、また改修における費用対効果が乏しい場合は施設の建て替え^{注4)}を行うことが必要となる。

④ グループホーム（地域小規模児童養護施設など）整備による小規模化

既存施設には手を加えずに生活単位の小規模化を進める場合、グループホーム（地域小規模児童養護施設など）を開設するという方法もあげられる。

⑤ 小規模グループケア制度の活用による小規模化

グループホーム整備の他にも、「小規模グループケア」の制度を活用することにより、既存施設に手を加えずに（または加えたとしても、施設の全面的な改修や建て替えよりは少ない範囲で）生活単位の小規模化を進めることができる。

注1)「改修」とは、建築物等の改良及び模様替え並びに建築設備及び建築物の付帯施設等の更新を指す。このうち、建築物等の劣化や機能低下が内外の部材から設備機器等の大部分に及び、維持保全や施設利用に支障をきたす前に、改良や更新を大規模に行う改修を「大規模改修工事」とする。一般的には、S造は改修が行いやすく、RC造は耐震壁などにより改修は難しいとされている。

注2)とくに1981（昭和56）年5月31日以前に建築確認をうけた建築物（旧耐震建築物）を改修する場合には、耐震診断を行い、必要に応じた策を講じることが求められる場合がある。耐震補強工事が必要とされる場合にはその費用対効果を考え、建て替え等ほかの選択肢との比較検討を行うことになる。

注3)避難規定、排煙規定等がかかわってくる。

注4)既存施設の改修および建て替えにあたっては、建築基準法、耐震改修促進法、都市計画法、消防法、同条例、児童福祉法、各自治体条例等に留意する必要がある。

参考資料)

- ・「ケア単位の小規模化・施設の小規模化の取り組み」児童養護 35 巻 2 号, 2004
日経アーキテクチュア 2009 年 3 月 9 日号, 日経 BP 社
- ・社団法人日本医療福祉建築協会編「高齢者住への転用・改修に関する調査研究 報告書」
2008
- ・認知症介護研究・研修東京センター編「高齢者施設のユニット化改修計画ガイドライン」2008

(3) 小規模化を行った施設における、子どもの変化と養育について

～建築分野の研究から～

- ある場所に根づくということは、人間の根源的な要求である。それは、そこから世界をみる安全地帯を築くことであり、物事の秩序のなかに自分を位置づける意味からも、その重要性がこれまで指摘されてきた^{注1)}。
まず、そうした視点から居室内での子どもの個人領域について捉えた研究をここに挙げる。「図1」はある施設において、生活単位の小規模化を伴う建て替え前後の居室のようすを示したものである。
- 建替え前、2段ベッドが4つ並ぶ居室では、自分だけの空間であるベッドを私物やカーテンで囲み、テリトリーを明確化する行為がみられた。仮住まい時（大舎制での生活）には、集団就寝により個人の領域形成が難しくなっている。
しかし建て替え後は、居室における個人領域が広がりをもち、また他の子どもとの領域の重なりも許す余地がうまれている。室内での過ごし方や勉強の仕方は、それ以前に比べて選択性が確保されている。生活そのものが建築環境に影響を受けていることが、子どもの創造性と選択性を組み込める生活空間の重要性とともに示されている（瀬戸：1997）。
- 次に、生活集団の規模別に子どもの食事場面に着目した研究を取りあげる。子ども6名、職員2名で食事をする、Aホームの食卓で交わされた会話のうち、食べ物に関するもの以外を分類し（「表1」）、それを数十人規模の生活集団をもつ施設（「表2」）と比較したものである。
- 後者に比べて前者では、生活をともにするメンバーのできごとを会話の中心としながらも、施設外でのできごと、子どもの家族や進路など、豊富な話題が認められた。
さらに、子ども自身が身体的な悩み事に言及するなど、集団内での安定した人間関係と子どもの良好な発達や自己確認^{注2)}が推測されている。
- 以上、建築空間という視点から、子どもの生活や子どもたちへの養育と、生活集団の規模とのかかわりが示されつつある。

図版出典) 図1：瀬戸信太郎ら「建て替え前後における児童の住まい方変化：養護施設のリニューアルにおける建築計画学的実践 その4」日本建築学会学術講演梗概集, pp. 49-50, 1997 表1, 2：石垣文ら「食事場面からみる児童養護施設の施設形態に関する基礎的研究」日本建築学会学術講演梗概集, pp. 49-50, 2009

注1) たとえば、シモーヌ・ヴェーユ（『根をもつこと』p. 63, 1967）、エドワード・レルフ（『場所の現象学』p. 101-104, 1999）らによって。

注2) 山縣文治：子どもが「話す」とことと児童福祉施設での援助，季刊児童養護 Vol. 32No. 2, pp. 19-21, 2007

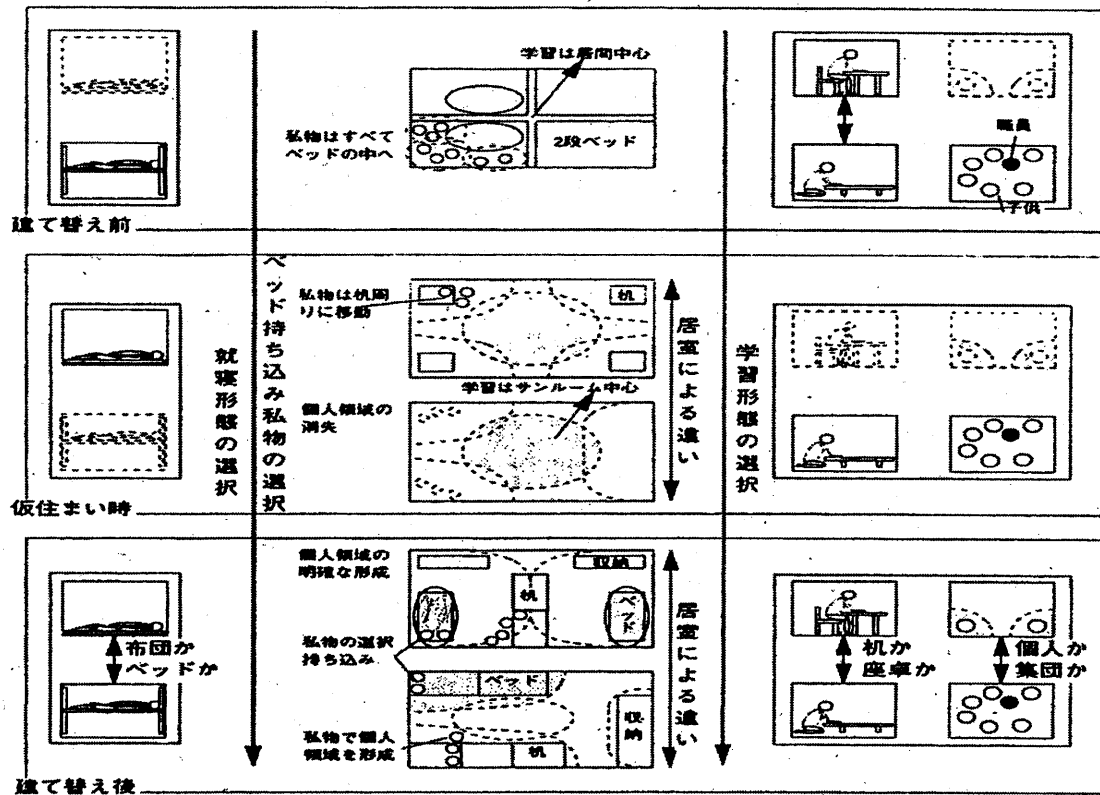


図 1 居室のしつらえと就寝・学習に関する選択肢の広がり

表 1. Aホームにおける会話カテゴリ

1. 身体	2. 家族	3. 生活グループ	4. 本体施設	5. 生活圏	6. 社会
体調	児童の家族	当日の出来事	入所児童	学校生活	スポーツ
病気	児童の保護者	職員のこと	職員	先生	住環境
髪の毛の特徴	児童の家族の思い出	メンバーの習性や人柄		友達	住むまちの地理
身体の特徴	職員の家族の思い出	夕食時の顔ぶれ		先生とのできごと	その他一般的な知識
身体の不満		遊び		クラブ活動	天気や自然
		受験		職員との思い出	買い物
		教育的な話		学校の行事	
		職員間の連絡		買い物	
		その日の予定			
		メンバーの思い出			
		職員の経験			
		翌日の予定			
		週末の予定			
		進学			
		将来の進路			
		退所			

※表 1, 2 ともに、黒囲み文字は調査日以前のこと、灰囲み文字は調査日以降のことを指す

表 2. B園における会話カテゴリ

1. 身体	2. 家族	3. 生活グループ	4. 本体施設	5. 生活圏	6. 社会
体調		当日の出来事	物事の善悪	児童が起こした問題	退所児童が起こした問題
けが		職員の勤務	児童が起こした問題		
		メンバー	当日の予定		
			施設の行事		

施設職員の報告から

- 「大きな集団から小さな集団に変わると、子どもたちは他児の存在を不必要に気にすることなく、自分らしく、かわいらしく気持ちを表現できるようになるということです。荒い口調だった子も、がんばりすぎていた子も、無表情だった子も、皆表現が上手になりました。そして、4年経ち、それができていると、思春期の成長もより伸びがよいと感じています。」(古閑：2009：215)
- 「小規模化する前は、大食堂から浴室へ、そして勉強部屋や居室というように移動距離が長いので子どもの移動を指導するのが大きな仕事のようになり、大声を張り上げることが必要であり、移動に伴うトラブルも多かったが、そういった場面も少なくなり、子どもが自分の居室で思い思いにくつろいでいる風景がみられるようになった。」(野口・谷口：2007：82)
- 「生活単位における子ども数の減少は、集団生活のルール等規制の内容から必要性を吟味することができ、その結果、減ることで、さらに個々のコミュニケーションができやすく、個別対応を容易にしている。」(高野：2004：22)

参考文献) 古閑瞳「地域小規模児童養護施設の実践報告」長谷川真人編著『日経地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版, 2009 野口啓示・谷口剛義「小規模グループケアの実践例と職員・子どもの思い」山縣文治・林浩康編著『社会的養護の現状と近未来』明石書店, 2007 高野善晴『小規模グループケアの取り組みをふりかえって』季刊「児童養護」Vol.35 No.2, 2004

施設退所児童の声から

- 「施設で生活する特殊さの最たるものは「集団の中のひとり」にすぎないことです。家庭のように自分だけを特別に育ててくれるおとながいるわけではなく、いつも周りに気を遣わなくてはなりません。子どもはおとなを独占して育まれる時間が必要ではないでしょうか。施設で生活する子どもたちにはそれが望めません。望もうものなら「わがまま」になってしまい「周りを困らせる子」とされてしまいます。」(日向ぼっこ：2009：87)

参考文献) NPO 法人社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ『施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』明石書店, 2009

(4) 小規模化を進めるための財政・費用について

①独立行政法人福祉医療機構による融資制度の活用

- 融資の内容（基準事業費－法的・制度的補助金）×融資率＝融資限度額
 - ・「基準事業費」とは、福祉医療機構の定める基準単価を用いて算出した基準事業費の合計と実際事業費の合計とを比較して、金額の低い方。
 - ・「法的・制度的補助金」とは、国庫補助金、都道府県・市町村が交付する交付金、地方公共団体が補助要綱を明示し交付する独自の補助金等「融資率」は75%か80%（施設により異なる。社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の補助を受けて耐震化整備を実施する場合は一律90%）
- 貸付利率（次のいずれか選択）
 - 固定金利
 - 年1. 60%（耐震化整備に係る資金の場合年1. 10%、老朽民間社会福祉施設整備事業の場合は無利子）
 - 10年経過後金利見直し
 - 年1. 20%（耐震化整備に係る資金の場合年0. 70%、老朽民間社会福祉施設整備事業の場合は無利子）
- 償還期間
 - 貸付金額により、5年以内から20年
- 担保
 - 原則として、所有者を問わず、融資の対象となる施設及び事業の運営に利用する敷地（原則として抵当権は第1順位）
- 連帯保証人
 - 原則として、法人代表者及び法人役員等の連帯保証人が必要

②次世代育成支援対策施設整備交付金

- 児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。
- 交付基礎額
 - 交付基礎点数×1,000×定員（点数は施設種別及び地域により異なる）

③社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（補正予算（平成23年度末まで））

- 耐震化整備事業
 - 施設入所者の安全・安心を確保し、地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化を図るため、改築又は補強等の整備を図る。
- 補助基準額
 - 基準単価×定員
 - （単価は施設種別及び地域により異なる）

5. 養育単位の小規模化に向けての政策提言

(1) 養育単位の小規模化が進まない理由、その打開策

① 配置基準について

- 現行児童福祉施設最低基準における、乳児1.7:1、3歳未満児2:1、年少児4:1、学童6:1の職員配置では、住み込み断続勤務で、3歳未満児以下の子どもが常にいる状態でないと、小規模グループケアを実施しても6:3の職員配置は困難である。

しかも現在の人材確保をめぐる状況では、住み込み断続勤務では人材が得られなくなっている。もし夫婦・家族と一緒に住み込まなければ、結婚と同時に施設を退職することになる。

- 先行的に養育単位の小規模化を進めてきた施設（小舎制施設）の一部では、運営難から、養育単位を一定の規模まで戻した施設もある。住み込み断続勤務や、夫婦小舎制により勤務を組んでいた児童養護施設は、職員確保が厳しくなり、通勤制導入などにより、職員配置基準の大幅改善などの制度的な支えがないと、24時間365日の養育単位の小規模化が成り立たなくなっている状況がある。

- 本プロジェクト（児童養護施設のあり方検討プロジェクト）の試算では、子ども6人が生活する単独ホームの場合、6:4.8（1.25:1）人の職員配置が求められる。また、大舎制本体施設からの応援職員なしで6:3の職員配置を確保するためには、小規模グループケアにおける職員配置を、地域小規模児童養護施設なみに2名配置する必要がある。

1名のままであるとすれば「概ね(原則)6名」を「12名まで」認めるべきである。また、そのままだとすれば、「概ね(原則)6名」という規定は「概ね(原則)6～8名」として、柔軟性を持たせることが必要である。

② 小規模グループケアについて

- 厚生労働省は、2008（平成20）年7月より「小規模グループケア」を2か所目まで認めた。この制度は、2005（平成17）年に1か所目が認められたものであるが、今回の調査結果からも、実際に小規模グループケアに取り組む施設のほとんどは、宿直体制も含め、大舎制本体施設からの人的応援を前提とした状況である。本体施設が大舎制施設で、小規模グループケアに取り組む施設は、ねばりづよい養育のなかで、大舎制から養育単位の小規模化を進める実践の積み上げが必要である。

- ハード面でも、現行では、小規模グループケアの施設整備は困難をともなうことが多い。土地購入費用は公的補助の対象にはならず、一部の都県を除いては賃借家屋への家賃補助もない。施設整備費でも、法人負担が工事費の半分にもおよぶ状況から、制度的な支援が必要である。少なくとも、建物建替時に小規模グループケアを前提にした制度にすることが必要である。

③ 地域小規模児童養護施設について

- 「地域小規模児童養護施設」は、6：3の職員配置が可能だが、現行では定員を増やす場合にしか認められておらず、本体施設そのものの養育単位の小規模化にはつながらない。現行定員内でも、また同一敷地内でも一戸建てなら地域小規模児童養護施設を認めるなどの柔軟性が求められる。
- また現在40～45名定員の児童養護施設が地域小規模児童養護施設を実施すると、現行の措置費基準である、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」において規定される「児童指導員、保育士については、通じて定員6人につき1人、ただし、定員45人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する」の対象外となり、職員3名配置が不可能となってしまう。何らかの救済施策が必要である。
- さらに、地域小規模児童養護施設にのみ暫定定員条項がある。95%が90%に緩和されたとはいえ、養育単位の小規模化の推進の観点からは、暫定定員条項を見直すことも必要である。
- 地域小規模児童養護施設で、さまざまな課題をかかえた子どもを、地域の独立した家屋等で3人の職員の交代制で支援するのは、職員の力量が問われる。職員の孤立を防ぐさらなる方法が必要である。また、孤立した支援からは職員は育たない。スーパーバイズや応援機能を充実させるためにも、先に述べたとおり6：4.8（1.25：1）（「児童養護施設のあり方検討プロジェクト」）の職員配置が求められる。

④ 分園型自活訓練事業について

- 現行の「分園型自活訓練事業」は、地域小規模児童養護施設への移行が必要である。先行的に分園型自活訓練事業（定員内）を実施している施設は、地域小規模児童養護施設（定員外）との同時指定が認められていない。分園型自活訓練事業が、地域小規模児童養護施設開設をさまたげる例がある。移行の際も、定員内での移行が望まれる。

⑤ 先行施設から学ぶ必要性

- 住み込み職員が長期には確保できない場合、同一敷地内または近隣町内に、コテッジ方式やユニット方式による施設を配置する方法が現実的である。個別的養育のさまざまなノウハウも含めて、職員の専門性向上と育成方策が問われる。養育単位の小規模化にあたっての養育のあり方を、先行して養育単位の小規模化を進める施設や、小舎制施設から学ぶ必要がある。

(2)「養育単位の小規模化移行推進事業」の提案

- 「養育単位の小規模化移行推進事業」を提案したい。先行的に養育単位の小規模化を進めてきた施設には、ハード面ソフト面にわたるノウハウが蓄積されている。大舎制から養育単位の小規模化を進め、また小規模グループケアや地域小規模児童養護施設に取り組むためには、先行施設に学ぶ必要がある。
- 「養育単位の小規模化移行推進事業」は、定員のすべてを「小舎」「養育単位の小規模化」（6～8名以下）で実施している児童養護施設について、国および都道府県が指定し、以下のとおり実施することを提案する。

平成22年度予算では、指定施設に一定の条件のもと管理宿直（夜間の宿直職員）を配置したこと、小規模グループケアを3か所目まで認めることとした事業がこれにあたる。

財源難のなか、予算化されたことを評価はするが、養育単位の小規模化のスピードを速めるには、大胆かつ積極的な誘導策が必要である。

養育単位小規模化に向けた具体的な政策例

- a. 国の職員配置基準が変わるまでの間、事業指定施設に実施している児童養護施設の各生活単位（ホーム）すべてに、加算職員を配置する。
- b. 事業指定施設は、他施設からの現任実習を受け入れ、要請があれば職員の講師派遣を積極的に実施する。
- c. 里親研修、里親支援活動を積極的に実施する。（里親支援機関の受託、また22年度事業までの「安心こども基金」研修事業をイメージ）
- d. 加えて、上記施設に研修担当職員を一人加算配置する。

- 2010（平成22）年1月に発表された、「子ども・子育てビジョン」における小規模グループケアの目標値は、2014（平成26）年度に800か所である。また厚生労働省の2010（平成22）年度予算では、小規模グループケアを2009（平成21）年度645か所に対し、2010（平成22）年度には703か所としている。

- しかし、現時点での小規模グループケアの実施状況では、2010（平成22）年2月現在（厚生労働省家庭福祉課調べ）446か所となっている。2009（平成21）年度時点で645か所の予算に対し、2010（平成22）年度の実績が446か所との現状を認識する必要がある。
- 上記で述べた課題をクリアする大胆な施策誘導策は、財源的にも可能なはずであるし、これらの強力な施策誘導を進めなければ、「子ども・子育てビジョン」に掲げた数値目標が達成できない可能性がある。ぜひ強力な施策誘導を求めたい。

おわりに

- 2007（平成19）年11月の「社会福祉審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ」及び同年12月、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略検討会議とりまとめ」に記載された、里親制度強化、自立援助ホーム強化、被措置児童虐待防止を内容とする2009（平成21）年4月施行の「改正児童福祉法」は、社会的養護改革の第一弾となった。
- この間、厚生労働省は、2007（平成19）年3月、「社会的養護の施設体系見直しのための実態調査」開始。2008（平成20）年6月、小規模グループケア推進につき、「1小規模グループケア15名まで認めた過渡的措置は、平成21年3月末までとし、平成20年7月1日から小規模グループケアを2か所まで認める」「地域小規模児童養護施設の2か所目の採択基準の充足率95%を90%に緩和する」通知を出した。
- 2009（平成21）年10月に開催された第63回全国児童養護施設長研究協議会（宮城大会）では、本プロジェクトの進捗について報告を行った。11月には社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会が再開され、この間の国の諸調査結果が報告された。

社会的養護の現場では、里親も含めて「被措置児童等虐待」の報道が絶えないことにも示されるとおり、社会的養護改革は猶予が許されない状況である。当面、里親養護の飛躍的進展がみられず、日本の社会的養護が施設養護を中心に展開せざるを得ないとすれば、養育単位の小規模化は緊急の課題である。

全養協としては、一層の意思統一をはかりながら、「養育単位の小規模化推進モデル事業」を含めて、厚生労働省の施策誘導を求めている。
- 児童相談所、および市町村への児童虐待相談件数は増え続けている。児童虐待防止法等で親子分離体制を強化しつつ、受け皿としての社会的養護改革が遅れた結果が、当事者たる要保護児童、施設職員の人権侵害的状况としてはならない。
- この報告書が、今の私たちがおかれている状況を改善するための一助となることを願ってやまない。みなさまの忌憚のないご意見をお寄せいただきたい。

児童養護施設の「生活単位の小規模化」に関する状況調査について

平成 21 年 12 月 28 日
全国児童養護施設協議会

1. 本調査の趣旨

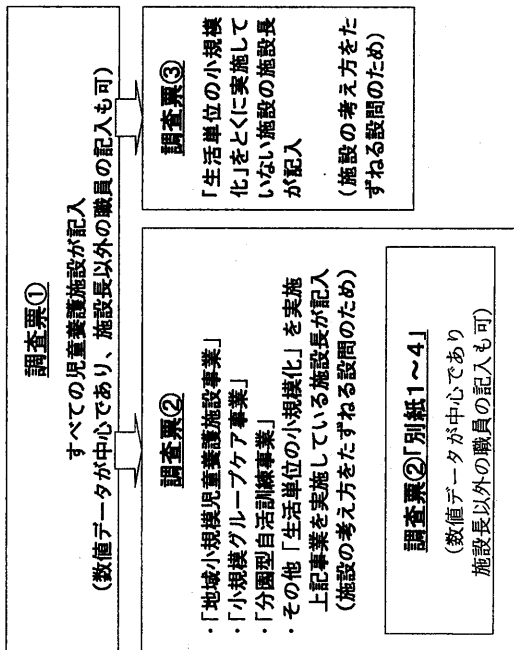
厚生労働省社会保険審議会児童部会社会的養護専門委員会の報告書（平成 19 年 11 月）では、「施設におけるケア単位の小規模化等家庭的養護の推進」を提言しており、各種の施策が進められています。また本会でも、第 63 回全国児童養護施設長研究協議会（宮城大会）大会宣言において、生活（ケア）単位の小規模化を組織をあげて推進していくこととしています。

このようななか、本アンケートは、児童養護施設における「生活（ケア）単位の小規模化」を進めるため、現在の児童養護施設における生活単位の小規模化の現状、生活単位の小規模化に向けた各施設の方針等を把握し、課題整理を行うことを目的として実施します。

本調査結果は、現在、全国児童養護施設協議会が進めている「制度政策部・生活（ケア）単位の小規模化プロジェクト」において分析し、各施設に報告するとともに、国への予算要望、提言等に活用いたします。

2. 調査票の構成、調査票への記入者について

調査票は次の構成となっており、施設長に記入を依頼する内容があります。



3. 本調査における用語の定義について

本調査の実施にあたり、下記により用語を定義します。なお、この定義は本調査のみで使用するため、今後の制度や施策と関係しているものではありません。

<本調査における用語の定義>

- 「生活単位の小規模化」
施設において、「12 人以下の生活単位（ユニット等）」がある場合
- 「大舎」「中舎」「小舎」
「大舎」…1 舎 20 人以上
「中舎」…1 舎 13～19 人
「小舎」…1 舎 12 人以下

4. 調査票の返送方法、返送期日について

平成 22 年 1 月 29 日（金）までに、FAX または郵送にて、全国児童養護施設協議会事務局までご返送ください。（FAX 03-3581-6509）
なお、調査票は WORD データで提供できます。希望の際は、下記アドレスまで請求ください。（E メールアドレス zenkyo@shakyo.or.jp）

<返送していただく調査票について>

- 「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分園型自活訓練事業」、および「その他、生活単位の小規模化」を実施している施設

調査票①

調査票②

調査票③「別紙1～4」（該当する事業の別紙のみ）

- 「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分園型自活訓練事業」、および「その他、生活単位の小規模化」を実施していない施設

調査票①

調査票③

ご協力をよろしくお願いいたします。

児童養護施設の「生活単位の小規模化」に関する状況調査
調査票①

※ この調査票は、すべての施設が記入してください

平成 21 年 12 月 28 日
全国児童養護施設協議会

調査票① 問 1

・平成 22 年 1 月 1 日現在の、貴施設の現況を記入してください

経営主体（法人名）					
施設名（本体施設）					
定員	名	暫定定員	名	現員	名
施設全体の職員数 （非常勤職員を含む）					
※本体施設のほか、小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等の職員を含む					
うち、直接養育職員数（※1）					
※本体施設のほか、小規模グループケア、 地域小規模児童養護施設等の職員を含む					

※1＝児童指導員・保育士・家庭支援専門相談員・被虐待児童関係対応職員等の合計人数

調査票① 問 2

・平成 22 年 1 月 1 日現在の、貴施設の実施事業について記入ください

1. 国の実施要綱による「小規模グループケア」実施の有無（該当するものに○）	
・あり ⇒ 実施箇所数（ ）か所） 利用児童の合計人数（ ）名	
・なし	
調査票②の別紙1に、実施箇所それぞれの詳細を記入ください。	
2. 国の実施要綱による「地域小規模児童養護施設」実施の有無	
・あり ⇒ 実施箇所数（ ）か所） 利用児童の合計人数（ ）名	
・なし	
調査票②の別紙2に、実施箇所それぞれの詳細を記入ください。	
3. 国の実施要綱による「施設機能強化推進費）分園型自活訓練事業」実施の有無	
・あり ⇒ 調査票②の別紙3に、実施状況の詳細を記入ください。	
・なし	

調査票① 問 3

・貴施設では、国の実施要綱にもとづく「小規模グループケア事業」「地域小規模児童養護施設事業」「分園型自活訓練事業」以外で、「生活単位の小規模化」に取り組んでいますか。その内容についてお答えください。（複数回答可）

<注 記>

本調査の実施にあたり、下記により用語を定義しています。この定義は、この調査のみで使用するもので、制度や施策と関係しているものではありません。

○「生活単位の小規模化」とは、貴施設において、「12人以下の生活単位（ユニット等）」がある場合です。

○「大舎」「中舎」「小舎」は、「大舎」…1舎20人以上、「中舎」…1舎13～19人「小舎」…1舎12人以下です。

□1. 大舎制である本体施設をユニット化して「生活単位の小規模化」をはかった（例：階数ごとに分けるなど）

□2. 大舎制である本体施設を小舎制にして、「生活単位の小規模化」をはかった。（施設の全体定員 名中、 名が小舎制で生活している）

□3. グループホーム等、都道府県・法人・施設独自の取り組みにより「生活単位の小規模化」の取り組みを行っている

□4. その他の取り組みにより、「生活単位の小規模化」を進めている（内容： ）

□5. 上記項目のような、「生活単位の小規模化」は実施していない
⇒□① 生活単位の小規模化の企画・準備段階であり、まだ実施に至っていない（実施予定が具体化している場合：平成 年度に 事業を実施予定）

□② 大舎制から中舎制にしてきたが、まだ「生活単位の小規模化」は実現していない

□③ 今のところ「生活単位の小規模化」への取り組みは計画していない

上記の取り組みのうち、「1.」～「4.」の項目に回答した施設は、そのなかで貴施設における代表的な取り組み3種類を選び、調査票②の別紙4にその詳細を記入ください。

ご協力ありがとうございます。

引き続き、調査票②、調査票③の記入をお願いします。

児童養護施設の生活単位の小規模化に関する状況調査

調査票②

※ この調査票は、下記に該当する施設の施設長が記入してください

・「地域小規模児童養護施設事業」実施施設

・「小規模グループケア事業」実施施設

・「分園型自活訓練事業」実施施設

・その他、生活単位の小規模化を実施している施設

平成 21 年 12 月 28 日
全国児童養護施設協議会

この調査票は、国の実施要綱にもとづく、「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分園型自活訓練事業」を実施している施設、および調査票①の間3で「1.」～「4.」を記入した、「生活単位の小規模化」を行っている施設の施設長がお答えください

都道府県名	施設名	
本調査票を記入した方 (施設長をお願いします)	(姓・名)	(氏名)

調査票② 問1

貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めることとなった動機は何ですか。動機づけとなった主なものを1つを選択し、記入ください。

- ☐ 1. もともと施設設立（設置）当時から、生活単位の小規模化が行われていた。
- ☐ 2. 法人理事長や理事会、施設長の養育の方針・考え方から
- ☐ 3. 職員間における、養育の方針・考え方の集約から
- ☐ 4. 国の要綱による「分園型自活訓練事業」の制度化から
- ☐ 5. 国の要綱による「小規模グループケア」の制度化から
- ☐ 6. 国の要綱による「地域小規模児童養護施設」の制度化から
- ☐ 7. 都道府県等単独補助事業による、生活単位の小規模化をめざした取り組みの制度化から
- ☐ 8. その他
(制度の具体名：)

調査票② 問2

貴施設における「生活単位の小規模化」実施にあたり、それ以前の生活単位を、小規模化に移行した際の課題、その対応または解決方を記入ください。

【課題】子どもの居宅等（所属ユニット）の決定方法、子どもとの調整について

【課題】職員配置・職員勤務体制上のくふうについて
(職員の孤立化をふせぐための取り組み、サポート体制等も含む)

【課題】その他

調査票② 問3

- ・貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めたことで、実施前と比較しての子どもと養育の変化、とくに子どもの成長にとって影響したと思われる内容を、下記選択群から3項目選択してください。
- ・その上で、選択した3項目について、その項目を選ぶこととなった子どもとのエピソードを記入してください。

<選択群>

1. 職員による子どもへの個別的なかわりが増えた
2. 安定した環境(子ども対子ども、子ども対職員)のもとで子どもを養育できるようになった
3. 家庭的な環境に近いなかで子どもを養育できるようになった
4. 職員と子どもとの信頼関係の構築がはかれるようになった
5. 個室の確保など、子どもの生活環境・プライバシーの向上がはかれた
6. 子ども同士がお互いに思いやり、助け合うようになった
7. 子ども自身が、自分で考えて行動することができるようになった
8. 子どもが日常的に手伝いをするようになった(炊事・掃除・洗濯など)
9. 子どもの自立に向けた生活力の向上がはかれるようになった(家事等を身近で体験したり、生活体験を身近で行うことができる等)
10. 施設退所後も、子どもとのかかわりが保ちやすくなった
11. その他

<回答欄> (※ 上記選択群から3項目選択)

その回答にかかわる子どもとのエピソード

その回答にかかわる子どもとのエピソード

その回答にかかわる子どもとのエピソード

調査票② 問4

・貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めたことにより、それ以前と比べてあらわれた子どもの変化のうち、該当する項目にチェックしてください。
 ・また、子どもの課題が表出することが増えた場合は、その際に施設・施設職員がどのように対応してきたのかを記入ください。

(問4-1)被虐待等で子どもがかかえてきた課題の表出(試し行動等)

- ☐ 1. 生活単位の小規模化を進める前と後では、ほとんど変化がない
☐ 2. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出しなくなった
 ⇒ (2). を選択した場合のみ) なぜ表出しなくなったのか、その理由として考えられる内容を記入ください

- ☐ 3. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出することが増えた
 ⇒ (3). を選択した場合のみ) どのように対応してきたのか、概略を記入ください
 ①子どもへの養育のかかわり方について、どのように対応してきたか

- ②担当以外の職員のかかわりについて (本園や他部所職員、専門職のかかわり)、どのように対応してきたか

- ③地域関係機関 (学校・児童相談所・医療機関等) の連携・協働について、どのように対応してきたか

(問4-2)子ども間どうしの関係について

- ☐ 1. 生活単位の小規模化を進める前と後では、ほとんど変化がない
☐ 2. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出しなくなった
 ⇒ (2). を選択した場合のみ) なぜ表出しなくなったのか、その理由として考えられる内容を記入ください

- ☐ 3. 生活単位の小規模化を進めたことで、表出することが増えた
 ⇒ (3). を選択した場合のみ) どのように対応してきたのか、概略を記入ください
 ①子どもへの養育のかかわり方について、どのように対応してきたか

- ②担当以外の職員のかかわりについて (本園や他部所職員、専門職のかかわり)、どのように対応してきたか

- ③地域関係機関 (学校・児童相談所・医療機関等) の連携・協働について、どのように対応してきたか

調査票② 問5

・貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めたことにより、それ以前と比べてあらわれた職員にかかわる課題のうち、貴施設においてとくに課題となったことを下記の選択群から3つ選び、回答欄に記入してください。
 ・また、その課題についてどのように対応をはかってきたかを、あわせて回答欄に記入ください。

<選択群>

1. 職員一人ひとりの資質・経験の違いによる養育の差が生じやすくなった
2. 問題が発生したとき、当該ケア単位（ユニット）の職員で抱え込んでしまう
3. 本園も含めた施設職員の情報交換・コミュニケーションが取りづらくなった
4. 職員の勤務体制、ローテーションを組むのが難しくなった
5. 労働基準法を超える勤務が発生した
6. 職員がかかえる子どもの課題が表出し、職員が精神的に疲労する
7. 職員が一人で子どもを養育する時間が長くなった
8. 資質向上をはかるための研修に、職員を参加させることが難しくなった
9. その他

<回答欄>（※ 上記選択群から3項目選択）

その回答にかかわる貴施設の対応、取り組み

その回答にかかわる貴施設の対応、取り組み

その回答にかかわる貴施設の対応、取り組み

調査票② 問6

・貴施設で、「生活単位の小規模化」を進めたことにより、それ以前と比べてあらわれた施設運営にかかわる課題があれば、回答欄に記入してください。
 ・また、その生じた課題についてどのように対応をはかってきたかを、あわせて回答欄に記入ください。

（例：地域住民とのトラブル、財政的に施設運営が厳しくなった、施設会計の管理がしづらくなった 等）

回答欄（生じた課題の具体例、また課題への対応）

調査票② 問7

・「生活単位の小規模化」を進めてきた貴施設において、生活単位の小規模化を今後一層進めるにあたり、実践をふまえて、制度施策面で今必要なことはどのようなことだと考えますか。下記選択群から3項目を選択し、回答欄に記入してください。

<選択群>

1. 地域小規模児童養護施設の実施か所数の増
2. 地域小規模児童養護施設の暫定定員枠の緩和
3. 1施設における小規模グループケアの実施か所数の増
4. 施設定員の分割化（例えば2分割）
5. 施設整備費の確保
6. 土地家屋の取得費の補助
7. 夜間時間帯における複数職員の配置確保
8. 職員配置基準の改善・職員の増員
9. スーパーバイザーの設置
10. 養育実践の知識・技術・ノウハウの共有化
11. 体系的・継続的な職員研修の実施による職員の資質向上
12. その他

<回答欄>（3項目を選択）

☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------

「12. その他」を選択した場合、下記にその内容を記入ください。

--

調査票② 問8

・「生活単位の小規模化」についてのご意見、ご提言があればお書きください。

--

・お忙しいなか、アンケートに記入をいただき、誠にありがとうございました。
 ・なお、「調査票②別紙1～4」に、生活単位の小規模化にかかわる貴施設の具体的な施設データを記入の上、調査票①、調査票②とあわせて返送ください。

調査票② 「別紙1」

※「小規模グループケア事業」を複数実施している場合、本用紙をコピーしてそれぞれの状況を記入ください。(平成22年1月1日現在の状況を記入)

国の実施要綱にもとづく「小規模グループケア事業」() か所目グループ名またはホーム名()

当該グループ(ホーム)の事業開始時期	平成 年 月		
当該グループ(ホーム)の児童定員	当該グループ(ホーム)の現員数 名	男子 名	女子 名
当該グループ(ホーム)の児童の年齢内訳	幼 児 名	小学生 名	高校生 名
当該グループ(ホーム)の担当職員	合計 名	うち常勤職員 名	うち非常勤職員 名
うち、職員の性別	男性 名	女性 名	(男性 名 女性 名)
勤務形態(複数回答可)	通勤・住み込み・断続勤務・交代制		
本体施設との兼務	あり・なし	本体施設からの応援	あり・なし
「小規模グループケア」の実施形態	1. 本体施設の中に「小規模グループケア」のユニットを導入している(増築も含む) 2. 本体施設の敷地内で「小規模グループケア」として小舎を運営している 3. 本体施設の敷地外の地域の中で「小規模グループケア」としてグループホームを運営している 4. その他()		
建物の形態	1. 大舎内ユニット型 2. 一戸建て 3. 集合住宅 4. 二つのホームで1セット 5. その他()		
建物所有の状況	1. 法人所有 2. 賃貸(賃貸の場合、月額賃料: 円) 3. その他()		
事業対象建物(エリア)の広さ(建物面積)	(約) m ²		
調理	1. 各小規模グループケアで 2. 本体施設の厨房で 3. 両方で		
食事	1. 各小規模グループケアで 2. 本体施設の食堂で 3. 両方で		
入浴	1. 各小規模グループケアで 2. 本体施設の浴室で 3. 両方で		
個室の有無	有・無	個室の室数	個室の利用年齢 歳～ 歳

調査票② 「別紙2」

※「地域小規模児童養護施設」を複数実施している場合、本用紙をコピーしてそれぞれの状況を記入ください。(平成22年1月1日現在の状況を記入)

国の実施要綱にもとづく「地域小規模児童養護施設」() か所目グループ名またはホーム名()

当該グループ(ホーム)の事業開始時期	平成 年 月		
当該グループ(ホーム)の児童定員	当該グループ(ホーム)の現員数 名	男子 名	女子 名
当該グループ(ホーム)の児童の年齢内訳	幼 児 名	小学生 名	高校生 名
当該グループ(ホーム)の担当職員	合計 名	うち常勤職員 名	うち非常勤職員 名
うち、職員の性別	男性 名	女性 名	(男性 名 女性 名)
勤務形態(複数回答可)	通勤・住み込み・断続勤務・交代制		
本体施設との兼務	あり・なし	本体施設からの応援	あり・なし
建物の形態	1. 一戸建て 2. 集合住宅 3. 二つのホームで1セット 4. その他()		
建物所有の状況	1. 法人所有 2. 賃貸(賃貸の場合、月額賃料: 円) 3. その他()		
事業対象建物(エリア)の広さ(建物面積)	(約) m ²		
本体施設からの距離	(約) km		
個室の有無	有・無	個室の室数	個室の利用年齢 歳～ 歳

調査票② 「別紙3」

国の実施要綱による「分園型自活訓練事業」にかかわる、取り組みの詳細について記入ください。(平成22年1月1日現在の状況を記入)

・グループ名またはホーム名 () () ()

開始時期		平成 年 月	
児童定員	名	現員数	名
年齢内訳	幼児 名	小学生 名	中学生 名
担当職員	合計 名	うち常勤職員 名	うち非常勤職員 名
職員の性別	男性 名 女性 名	男性 名 女性 名	(男性 名 女性 名)
勤務形態 (複数回答可)	通勤 ・ 住み込み ・ 断続勤務 ・ 交代制		
他のグループ(ホーム)担当との兼務	あり ・ なし	他のグループ(ホーム)からの応援	あり ・ なし
建物の形態	1. 一戸建て 2. 集合住宅 3. 二つのホームで1セット 4. その他 ()		
建物所有の状況	1. 法人所有 2. 賃貸 (賃貸の場合、月額賃料: 円) 3. その他 ()		
事業対象建物 (エリア) の広さ (建物面積)	(約) m ²		
調理	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の厨房で 3. 両方で		
食事	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の食堂で 3. 両方で		
入浴	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の浴室で 3. 両方で		
個室の有無	有 ・ 無	個室の室数	個室の利用年齢 歳～ 歳

調査票② 「別紙4」

国の実施要綱以外で実施している「生活単位の小規模化」の詳細について、代表的なもの3種類を記入ください。

※ 国の実施要綱による「小規模グループケア事業」「地域小規模児童養護施設事業」「分園型自活訓練事業」以外の事業で取り組んでいる事業を記入ください (県単事業、法人独自事業など)。
※ 複数か所で実施している場合、本用紙をコピーしてそれぞれの状況を記入ください。(平成22年1月1日現在の状況を記入)

・グループ名またはホーム名 () () () か所目

当該グループ(ホーム)の生活単位の小規模化開始時期		平成 年 月	
当該グループ(ホーム)の児童定員	名	当該グループ(ホーム)の現員数	名
当該グループ(ホーム)の児童の年齢内訳	幼児 名 小学生 名 中学生 名 高校生 名	児童 名	小学生 名 高校生 名
当該グループ(ホーム)の担当職員	合計 名 男性 名 女性 名	うち常勤職員 名 男性 名 女性 名	うち非常勤職員 名 男性 名 女性 名
うち、職員の性別	男性 名 女性 名	男性 名 女性 名	(男性 名 女性 名)
勤務形態 (複数回答可)	通勤 ・ 住み込み ・ 断続勤務 ・ 交代制		
他のグループ(ホーム)担当との兼務	あり ・ なし	他のグループ(ホーム)からの応援	あり ・ なし
建物の形態	1. 大舎内ユニット型 2. 一戸建て 3. 集合住宅 4. 二つのホームで1セット 5. その他 ()		
建物所有の状況	1. 法人所有 2. 賃貸 (賃貸の場合、月額賃料: 円) 3. その他 ()		
事業対象建物 (エリア) の広さ (建物面積)	(約) m ²		
調理	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の厨房で 3. 両方で		
食事	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の食堂で 3. 両方で		
入浴	1. 各小規模グループで 2. 本体施設の浴室で 3. 両方で		
個室の有無	有 ・ 無	個室の室数	個室の利用年齢 歳～ 歳

児童養護施設の生活単位の小規模化に関する状況調査

調査票③

※ この調査票は、下記事業を実施していない施設の「施設長」が記入してください

入してください

- ・「地域小規模児童養護施設事業」
- ・「小規模グループケア事業」
- ・「分園型自活訓練事業」
- ・その他の「生活単位の小規模化」※

※12名以下の生活単位(ユニット)

平成 21 年 12 月 28 日
全国児童養護施設協議会

この調査票は、国の実施要綱にもとづく、「地域小規模児童養護施設事業」「小規模グループケア事業」「分園型自活訓練事業」、および調査票①の問3で「1.」～「4.」を記入した、「生活単位の小規模化」を実施していない施設がお答えください

都道府県名	施設名	(氏名)
本調査票を記入した方 (施設長をお願いします)	(役職名)	

調査票③ 問1

・「生活単位の小規模化」が進まない、あるいは児童養護施設が取り組まないのは、どのような理由だと思いますか。下記選択群から5項目までを選び、回答欄に記入ください。

＜選択群＞

1. 現在の配置基準では、職員がたりないから
2. 生活単位を小規模化すると、職員の労働が加重になる。または、労働基準を守れないから
3. 生活単位を小規模化するための施設整備が困難だから
4. 生活単位を小規模化するための敷地がないから
5. 生活単位を小規模化するための財源がないから
6. 生活単位を小規模化するメリットを感じないから
7. 生活単位を小規模化していくノウハウが分からないから
8. 生活単位を小規模化した後、子どもの養育に不安を感じるから
9. 生活単位を小規模化したユニット（ホーム）に入居させる児童の人選が難しいから
10. 生活単位を小規模化したユニット（ホーム）に住む子どもと、本体施設の部屋に住む子どもとの格差が気になるから
11. 生活単位を小規模化したユニット（ホーム）の担当をする職員の人選が難しい（または、なり手がない）から
12. 通勤制や勤務時間など、生活単位を小規模化するための勤務体制の変更が困難だから
13. 生活単位を小規模化したユニット（ホーム）を担う、職員の人材育成が難しいから
14. 養育方針として、生活単位の小規模化への考え方の違いがあるから
15. 施設運営の方針から、生活単位の小規模化に対する考え方の違いから
16. その他（

＜回答欄＞（上記から5項目を選択）

☐	☐	☐	☐	☐	☐
--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

調査票③ 問2

- ・「生活単位の小規模化」についてのご意見、ご提言があればお書きください。

- ・お忙しいなか、アンケートに記入をいただき、誠にありがとうございました。
- ・調査票①と、本調査票（調査票③）を一緒にご返送ください。

プロジェクトメンバー名簿

養育単位の小規模化プロジェクト ワーキンググループメンバー

(敬称略／所属は2010(平成22)年3月現在)

全養協会長 中田 浩

(全養協会長／大阪府・聖家族の家施設長)

作業委員長 藤野 興一

(全養協制度政策担当副会長／鳥取県・鳥取こども学園施設長)

作業委員 武藤 素明

(全養協制度政策部長／東京都・二葉学園施設長)

〃 上栗 哲男

(全養協調査研究部長／広島県・広島新生学園施設長)

〃 太田 一平

(全養協研修部長／愛知県・八楽児童寮)

〃 伊達 直利

(季刊児童養護編集委員長／神奈川県・旭児童ホーム施設長)

〃 山崎 健二

(全養協調査研究部副部長／徳島県・徳島児童ホーム施設長)

臨時委員 石垣 文

(広島大学大学院工学研究科社会環境システム専攻建築計画学講座 助教)

検討経緯

第1回 2009(平成21)年8月19日 獲得目標と役割分担等

第2回 2009(平成21)年9月17日 ヒアリング

第3回 2009(平成21)年10月6日 提言検討、分担

2009(平成21)年10月28日

第63回全国児童養護施設長研究協議会で経過報告

第4回 2009(平成21)年12月4日 全体検討

第5回 2010(平成22)年2月22日 全体検討